

広 報

# みふね

PUBLIC RELATIONS MIFUNE TOWN

2019

4

No.616

毎月1回 15日発行

## 旅立ちのとき

各小学校で卒業式

3月20日は、町内小学校で卒業式が行われました。これは、御船小学校の卒業生が感謝の気持ちを込めて、先生たちに向け「仰げば尊し」を歌ったときのもの。御船小の卒業証書授与式では、壇上ではなく、保護者席の目の前で卒業証書が授与されました。“卒業し、成長した姿を間近で見てほしい”という先生たちの思いから実現しました。卒業生は、今までお世話になった先生たち、そして保護者に「ありがとう」と感謝のことばを残し、6年間を過ごした学び舎を巣立ちました。

One step at a time—  
復興へと向かう確かな一歩

## 災害公営住宅第一号 御船町営住宅古閑迫団地

3月22日、災害公営住宅となる御船町営住宅古閑迫団地（上野）が完成しました。木造平屋の戸建て10戸が青空の下に建ち並び、完成竣工式に参加した人々から喜びの声が上がっていました。団地の入り口のふれあい広場には、あずまや、共同花壇、かまどベンチなど設けられ、コミュニティの拠点となります。藤木町長は「（古閑迫

団地は）地域のコミュニティ力を向上させるために、一本のコミュニティ道路を挟んで、家から家へ行けるようになっている。被災された方々がこの御船町に住み続けていただくために、すべての災害公営住宅を早期に整備できるよう、全力で取り組んでいきたい」と話しました。



1



▲藤木町長から鍵を渡される古閑迫団地入居者の松永幸輝さん（上野）。「（完成して）入居者みなでとても喜びありました。夢みたいです。今後は、団地の入居者たちだけでなく、地域の人たちとの“つながり”も大事にしていきたい」と笑顔で話しました。



3



2



5



4

1.4 広々とし、落ち着いた空間（和室、リビング） 2. 古閑迫団地の前でテープカット 3. 団地の入り口にはふれあい広場 5 トイレには手すりを設置。他にもさまざまなバリアフリーが施されている。

# 復興へと向かう 確かな一歩



熊本地震から3年—。

平成28年4月14日困21時26分に発生した「熊本地震」。熊本地方でマグニチュード6.5最大震度7の前震、続く16日の1時25分には、マグニチュード7.3最大震度7の本震を記録しました。その後1年間で合計4000回以上の余震が発生するなど、観測史上初めての大地震となりました。

御船町は、震度5強を2回と震度6弱1回の地震に見舞われ、これまでに経験したことのない甚大な被害を受けました。

人々は、震災直後の自然に対する恐怖、家屋や財産を失った悲しみ、前を向いて歩き出す人々の強さ、協力し合って助け合う人の温かさなど、さまざまな感情を体験しながら震災の中を生きてきました。

震災から3年が経ちましたが、未だに震災前の暮らしに戻れていない方々もいます。しかし、地震によって受けた被害の爪痕が減ってゆき、少しずつ復興の兆しが見えてきているのも事実です。

御船町は、復興へと向かう確かな一歩を、今もまた踏み出しています。

“オールみふね”で  
復旧から復興へ

御船町長  
藤木正幸



未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震の発生から、早や3年を迎えます。この3年間、町民の皆様の生活再建、安心安全な暮らしの確保を最優先として取り組んでまいりました。

主要道路や橋梁、農地の復旧、仮設住宅の整備、そして災害時の情報伝達には欠かせない防災行政無線の整備等、多くを平行しながら進めてきたため、町民の皆様にはご不便、ご迷惑をおかけしたことも多々あったかと思えます。この場をお借りしてお詫言申し上げます。

しかし、皆様のご協力のおかげをもちまして、本年3月18日に御船町防災行政無線システムの落成を迎え、役場3階に

防災対策室を設置し、より迅速で正確な情報を住民の皆様へ伝達することが出来るようになりました。

また、3月22日には古閑迫地区災害公営住宅が竣工の運びとなり、順次入居していただいているところです。他の災害公営住宅につきましても、工事に着手し、早期の完成を目指しています。一歩一歩ではありますが、着実に前へ進んでいます。

「あの日を忘れず、共につなごう未来へ！」復興計画のスローガンの下、今後も「オールみふね」として一丸となり、町民の皆様とともに創造的復興を目指していくことが出来れば幸いです。

## INFORMATION ①

### ◆御船町登録制メールを 登録すると**便利**です！

受信を希望する人の携帯電話やパソコンへ町から防災情報やお知らせをメールにて送信します。

どなたでも、いつでも登録・解除ができます。登録方法は次のとおりです。

#### ①空メール送信

配信を希望されるメールアドレスから、指定のメールアドレス（add@bousai-mifune.jp）へ空メールを送信します。

#### ②返信メールからサイトへアクセス

自動的に返信メールが届きます。

メール本文にあるアドレス（URL）から、「サイトへアクセス」します。

（※設定により迷惑メールフォルダへ届く場合があります。）

#### ③ジャンル選択

ご希望の購読記事を選択して、「次へ」を選びます。

- ・ 防災情報 （御船町の防災情報）
- ・ お知らせ （役場からの行政情報）
- ・ 全て選択 ※こちらを選択します※

#### ④地域選択

「広域地域から選ぶ」を選択します。

その後、「御船町」を選択して「次へ」を選びます。

#### ⑤コンテンツ選択

ジャンル選択で選ばれたコンテンツが表示されます。

「全て登録」を選びます。

#### ⑥登録完了

受信登録完了です。

## 安心・安全な まちづくりへ

### 御船町登録制メールサービス

御船町登録制メールサービスを登録する場合は、受信登録サイトアドレスへアクセスまたは、QRコードを読み込んでください。

#### 受信登録サイトアドレス

<http://bousai-mifune.jp/mail/mobile/index.php>



QR コード

## INFORMATION ②

### ◆防災無線放送内容を もう一度確認したいときは？

役場から放送された防災無線放送を聞き逃しても、電話にて確認が可能です。

☎281-1721



### 御船町 平成28年熊本地震災害記録誌発刊 ～激震からの再生、

そして後世へのメッセージ～

この記録誌は、震災が発生し御船町がどのような被害状況だったのか、震災から3年が経つ中でどのように復興していくのかなど、今回の震災で得た貴重な教訓を風化させず確実に次の世代に伝え、未来を生きる人々への安心、安全な生活に少しでもつなげていくことを目的としています。



## 御船町 防災行政無線システム完成



### 御船町災害対策の**中核**設備 防災対策室



↑ 屋外拡声器

町内103箇所に設置したスピーカーによって、災害発生時における避難情報など重要な情報を発信します。平常時においても、防犯その他の情報を随時お伝えします。

#### 電子ホワイトボード

電子ホワイトボード機能付きディスプレイを用いて、情報共有をします。写真や図などに手書きで加工することが可能。



#### 全天候型ドローン

上空から行方不明者などの捜索が可能に。災害時には、立ち入りができない場所にも上空からの見回りも行うことができます。



#### 防災カメラ

町内配置のカメラ映像による状況把握で防災対策室の情報収集機能を高めます。大雨・水害・火災等の災害発生時には、状況確認として活用。

設置箇所：役場屋上、滝川樋門（下流）、若宮堰公園、水越社会教育センター屋上



↑ 防災無線室・操作卓

気象庁から発信される地震・津波・気象災害など自然災害に関する警報や、弾道ミサイル攻撃等の武力攻撃に関する緊急情報などの J-ALERT 情報をさまざまなメディアを活用し、住民への迅速な情報伝達を行うことで、よりきめ細やかな情報伝達を実現しました。

## 迅速な情報伝達 住民への

# 平成28年度 熊本地震復興基金事業一覧

| 事業名                  | 支援内容                                                                                                     | 支援対象経費等                                                                                                                          | 担当課                         |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業 | 被災した農業用水路や農道等を農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。                                                                     | 作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、労務費等<br>※1 多面的機能支払交付金等の事業実施箇所を除き、かつ受益者2戸以上<br>※2 国庫補助対象とならない箇所に限る<br>【補助額】 補助率：2/3以内<br>補助上限：1箇所あたり26万6千円 | 農業振興課<br>耕地係<br>☎282-1607   |
| 農家の自力復旧支援事業          | 被災した農地を農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。                                                                            | 作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費、燃料費<br>※国庫補助対象とならない箇所に限る<br>【補助額】 補助率：1/2以内<br>補助上限：1箇所あたり20万円                                        |                             |
| 地域水道施設復旧事業           | 震災で被害を受けた組合営（民営）水道施設の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。                                                               | 国庫補助の対象とならない組合営（民営）水道施設に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送付施設、配水施設、給水施設等を原形復旧するために要する経費<br>【補助率】<br>公営水道と統合する場合：8/10<br>公営水道と統合しない場合：1/2    | 環境保全課<br>環境衛生係<br>☎282-1604 |
| 共同墓地復旧支援事業           | 集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する。（個人の墓石再建に係る費用は対象外。ただし、通路等の共有部分に墓石が倒れ、通行を阻害している場合に墓石を元の場所に戻す費用は対象） | 集落共有の墓地における復旧経費<br>※宗教法人・公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外<br>【補助額】<br>補助率：支援対象経費の1/2以内<br>補助上限：1件あたり1,000万円                                |                             |

| 事業名                     | 支援内容                                                       | 支援対象経費等                                                                                                                                                                                                                                                                    | 担当課                         |
|-------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 被災宅地復旧支援事業              | 被災した宅地において、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援する。                  | ①のり面、擁壁、地盤の復旧工事<br>②液化に伴う地盤改良工事<br>③住宅基礎の傾斜復旧工事（ジャッキアップ工事等）<br>【補助額】<br>補助率：50万円を超える額の2/3<br>補助上限：633万3千円（対象工事費1,000万円）                                                                                                                                                    | 農業振興課<br>地籍調査係<br>☎282-1617 |
| 私道復旧事業                  | 被災した生活道路である私道を自治会又は集落等が復旧するために要する経費の一部を支援する。               | 被災した生活道路である私道（私有地）で次のすべての要件を満たすもの<br>①一般交通の用に供しているもの<br>②公道に接続するもの<br>③幅員がおおむね1.8m以上であること<br>④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるもの<br>⑤集落等で維持管理しているもの<br>【補助額】<br>補助率：支援対象経費の1/2以内<br>補助上限：1件あたり1,000万円<br>※復旧事業費が50万円以上                                                            |                             |
| 土砂災害特別警戒区域内の被災者住宅再建支援事業 | 土砂災害特別警戒区域内において、国庫補助制度に該当しない移転に要する費用及び現地建替えに要する費用の一部を支援する。 | (1)住宅移転促進支援事業<br>①危険住宅の除却、動産の移転費用等<br>②建築確認等手続き費用等<br>③住宅建設・土地購入費用等<br>(2)住宅補強支援事業<br>土砂災害特別警戒区域内での建替え時に要する費用<br>①建築基準法に規定された住宅補強工事費用<br>②補強工事のための設計費用<br>【補助額】<br>(1)補助上限：300万円<br>※被災住宅を除却し、レッドゾーン・イエローゾーン以外から熊本県内へ移転すること。<br>(2)補助上限：150万円（支援対象経費の1/2）<br>※移転が困難な被災者が対象 | 建設課<br>維持管理係<br>☎282-1312   |

| 事業名                              | 支援内容                                                                                                                                | 支援対象経費等                                                                                                                                                                                                                                   | 担当課                         |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <b>復興支援ボランティア連携推進事業</b>          | 被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を支援する。                                                                                                       | ・子ども支援、親支援（育児支援等）<br>・日常生活支援（移動・買い物等）<br>・自立的復興に向けた人材育成支援<br>【補助額】<br>補助上限：1団体あたり100万円<br>1自治体あたりの上限額：200万円                                                                                                                               | 復興課<br>復興推進係<br>☎282-1701   |
| <b>住まいの再建支援事業（自宅再建利子助成）</b>      | 住居が被災したことにより、金融機関等から融資を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を一括して支援する。<br>※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。                    | 次の(1)および(2)の要件を満たす者<br>(1)次の①～④のいずれかに該当する者<br>①建設型仮設住宅、借上型仮設住宅入居者で供与期間内に退去した者<br>②全壊、大規模半壊のり災証明書の交付を受けた者<br>③半壊のり災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者<br>④被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者<br>(2)知事が別に定める世帯年収(所得)以下の者<br>※補助額等については、担当課へお問い合わせください。 |                             |
| <b>住まいの再建支援事業（リバースモーゲージ利子助成）</b> | 住居が被災したことにより、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資（高齢者向け返済特例等）を受けて、県内で住宅を新築、購入、補修する場合の借入額に係る利子の支払額の一部を一括して支援する。<br>※民間賃貸住宅入居支援事業（市町村事業）との重複申請はできません。 | ①耐震診断に要する経費（補助上限図面あり5.45万円、図面なし6.8万円）<br>②耐震設計に要する経費（補助上限20万円）<br>③耐震改修工事に要する経費（補助上限60万円）<br>④耐震設計・改修工事（一括）に要する経費（補助上限100万円）<br>⑤耐震シェルター工事に要する経費（補助上限20万円）<br>⑥建替え工事（補助上限100万円）                                                           |                             |
| <b>住宅耐震化支援事業</b>                 | 大規模地震に備え、被災した住宅や耐震性が不足する住宅の耐震化を促進するための耐震設計及び改修費用等の一部を支援する。                                                                          | ①耐震診断に要する経費（補助上限図面あり5.45万円、図面なし6.8万円）<br>②耐震設計に要する経費（補助上限20万円）<br>③耐震改修工事に要する経費（補助上限60万円）<br>④耐震設計・改修工事（一括）に要する経費（補助上限100万円）<br>⑤耐震シェルター工事に要する経費（補助上限20万円）<br>⑥建替え工事（補助上限100万円）                                                           | 建設課<br>都市計画係<br>☎282-1312   |
| <b>熊本地震復興観光拠点整備等推進事業</b>         | 熊本地震からの復興を推進するため、観光物産拠点の整備及び観光資源の発掘・磨き上げ等、地域主体となった国内外からの誘客及び観光消費拡大につながる町の取組を総合的に支援する。                                               | (1)ハード整備事業<br>①新たな観光物産拠点施設の整備<br>②宿泊施設や観光施設等の受入環境の整備<br>(2)ソフト事業<br>①着地型旅行商品の造成、PR動画の作成、県外でのPR、特産品等の商品開発、観光物産展等（※既存の補助制度等が活用できる場合は、対象外とする。）<br>【補助額】 補助率：1/2<br>補助上限：観光入込客数、面積等で上限を設定                                                     | 商工観光課<br>商工観光係<br>☎282-1226 |

| 事業名                             | 支援内容                                                                                              | 支援対象経費等                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                         |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <b>住まいの再建支援事業（転居費用助成）</b>       | 発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内で新築、購入若しくは補修する住宅又は県内の賃貸住宅、公営住宅等への転居に伴う荷物の移動に要する費用を支援する。 | いずれかに該当する人<br>・建設型仮設住宅、借上型仮設住宅入居者で供与期間内に退去した者<br>・全壊、大規模半壊の罹災証明書の交付を受けた者<br>・半壊の罹災証明書の交付を受け、かつ、当該住宅を解体した者<br>・被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている者<br>【補助額】<br>転居費用助成：一律10万円<br>民間賃貸住宅入居支援助成：一律20万円                        | 復興課<br>復興推進係<br>☎282-1701   |
| <b>住まいの再建支援事業（民間賃貸住宅入居支援助成）</b> | 発災時点の住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた者が、県内の住宅を賃貸する場合に必要なとなる契約に伴う費用を定額で支援する。                       | 次の①～④全てに該当するもの<br>①町の区域内の施設であること。<br>②専ら地域（集落）の住民が利用する施設であること。<br>③社会教育法に規定する公民館に類似する施設として、自主的に管理・運営している施設等であること。<br>④社会教育法に規定する公民館活動で活用され、今後活用されることが確実な施設等であること。<br>※補助率・補助上限については認可地縁団体とそれ以外の団体で条件が異なるので、担当課へ直接お尋ね下さい。 | 社会教育課<br>社会教育係<br>☎282-0888 |
| <b>自治公民館再建支援事業</b>              | 被災した自治公民館を所有する認可地縁団体、集落又は自治会等に対して、建替え及び修繕に要する経費を支援する。                                             |                                                                                                                                                                                                                          |                             |
| <b>地域コミュニティ施設等再建支援事業</b>        | 被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援する。                                             | 以下の①～④のすべてを満たすもの<br>①町の区域内の施設であること<br>②専ら地域住民が利用する施設であること<br>③専ら地域住民が交代で維持管理する施設であること<br>④祭りや行事などにも活用され、今後も継続することが確実な施設であること<br>【対象経費】 建替えや修繕などの施設等の再建に要する費用<br>【補助額】 補助率：支援対象経費の1/2 以内<br>補助上限：1件あたり1,000万円             | 総務課<br>地域・防災係<br>☎282-1111  |

# 選挙運動 Q&A



**Q 1** 選挙運動は誰でもできるのか。

**A 1** 選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止されます。

- ①選挙事務関係者、選挙権・被選挙権を停止されている者、特定の公務員
- ②一般職の国家・地方公務員は次のとおりです。

| 種 別                 | 選挙運動                                      | 地位利用※ <sup>2</sup> |
|---------------------|-------------------------------------------|--------------------|
| 特別職の公務員（町長など）       | ○                                         | ×                  |
| 一般職に属する国家公務員        | ×                                         | ×                  |
|                     | （勤務場所に限らず不可）                              |                    |
| 一般職に属する地方公務員（町職員など） | △                                         | ×                  |
|                     | ※ <sup>1</sup> （勤務地の町村区域内以外の町村の区域では差支えない） |                    |
| 町の非常勤職員（嘱託員など）      | △                                         | ×                  |
|                     | ※ <sup>1</sup> （上に同じ）                     |                    |
| 公立の教員               | ×                                         | ×                  |
| 私立の教員               | ○                                         | ×                  |

※<sup>1</sup>一般職の地方公務員（非常勤職員を含む。）は、選挙運動のための機械的労務を行うことは認められている。

※<sup>2</sup>「地位を利用した選挙運動」とは…

公務員等がその地位にあるため特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動。

**Q 2** 個別訪問とはどのようなものか。

**A 2** 候補者または運動員が連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されている。ただし、一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上を訪問する目的をもって行った場合は個別訪問となる。また、個人演説会の開催について、各戸を回って周知することも、個別訪問の禁止に抵触するため禁止されている。

**Q 4** 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものがよいか。

**A 4** まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものをいう。

**Q 3** 個々面接とはどのようなものか。

**A 3** 選挙運動期間中、道路上や、電車やバスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていない。

**Q 5** 飲食物の提供とはどういうことか。

**A 5** 「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされているが、何人も選挙運動に関し、湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することはできない。

## 「三ない運動」をご存じですか？

政治家の寄附は禁止（贈らない）！政治家の寄附を求めない！受け取らない！

町選挙管理委員会（総務課内） ☎ 282-1111



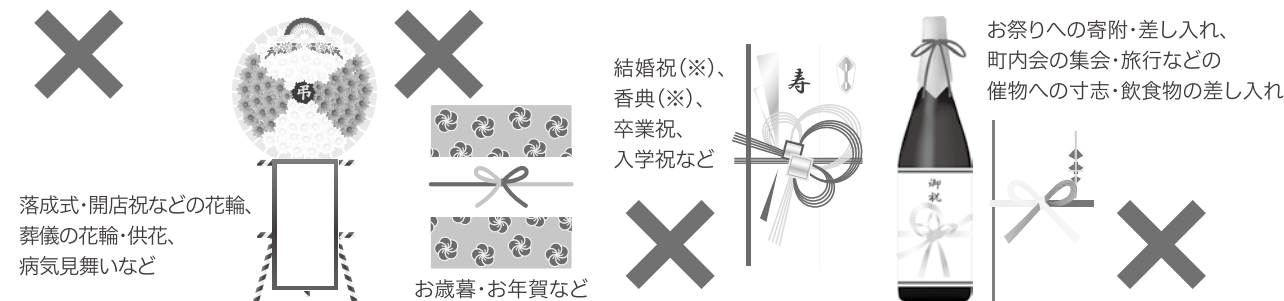
政治家の寄附は禁止！  
有権者が政治家に寄附を  
求めることも禁止！

公平公正な選挙について皆さまにご理解いただきたいのは、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

皆さま一人一人が寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

### 政治家の寄附禁止の対象例



※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

### 次の行為が禁止されています

- ① 政治家の寄附の禁止**  
政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。  
また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
- ② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止**  
政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。
- ③ 政治家の関係団体の寄附の禁止**  
政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関する寄附をすると処罰されます。
- ④ 政治家の後援団体の寄附の禁止**  
政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすること、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

その他、禁止されている行為  
○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状（電報なども含む）を出すことは禁止されています。  
○政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

総務省ホームページ

（なるべく選挙「寄附の禁止」）

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo08.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html)

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

# 平成31年4月1日付け 町職員人事異動

4月1日付け人事異動をお知らせします。(役職順、氏名、カッコ内は旧部署)

## 総務課

■総務課長(農業振興課長)・藤野浩之 ■総務課総務係長・山田雅美(総務課管理係長) ■総務課管理係長・宮本美津子(総務課管理係参事) ■総務課総務係主事・嶋崎美輪(商工観光課商工観光係主事) ■総務課課付一熊本県後期高齢者医療広域連合派遣・白石加奈子(農業振興課農地係主事)

## 企画財政課

■企画財政課審議員兼企画係長事務取扱【再任用】・藤本龍巳(企画財政課審議員【再任用】) ■企画財政課財政係長・安田哲也(町民保険課係長) ■企画財政課企画係主査・西田昌平(企画財政課復興推進係主査) ■企画財政課企画係主事・清田将敬(企画財政課復興推進係主事) ■企画財政課課コミニティ推進係主事・満本瑞希(社会教育課社会教育係主事)

## 税務課

■税務課課税係参事・沖田春美(税務課課税係主査) ■税

務課徴収係長・村本陽(税務課課税係主査) ■税務課課税係主事・諸賀彩夏(総務課課税係主事)

## 町民保険課

■町民保険課係長・鶴野優子(子ども未来課子育て支援係参事)

## 福祉課

■福祉課社会福祉係長・堀ゆり(福祉課社会福祉係参事) ■福祉課地域包括支援センター事務長・田上里枝(福祉課地域包括支援センター主任看護師)

## 子ども未来課

■子ども未来課子育て支援係長・城下千鶴(議会事務局参事) ■子ども未来課上野保育園園長・國友淳子(子ども未来課上野保育園主任保育士) ■子ども未来課上野保育園主任保育士・田崎真由美(子ども未来課若葉保育園主任保育士) ■子ども未来課子育て支援係主査・細木美美(建設課土木係主査)

## 復興課

■復興課長・島田誠也(企画財政課財政係長) ■復興課復興推進係長・本田恵美(福祉課社会福祉係長) ■復興課住宅係長・藤村大(建設課住宅係長) ■復興課復興推進係主事・藤江亮太(環境保全課水道係主事) ■復興課復興推進係主事・合谷陸(企画財政課復興推進係主事) ■復興課住宅係主事・武田翼(建設課住宅係主事) ■復興課住宅係主事・清水仁望(企画財政課コミニティ推進係主事)

## 農業振興課

■農業振興課長・井上辰弥(農業振興課主幹兼農林企画係長) ■農業振興課農林企画係長・渡邊洋平(農業振興課農林企画係主査) ■農業振興課耕地係長・藤本裕也(農業振興課耕地係参事) ■農業振興課農地係主事・吉澤輝(建設課土木係主事)

## 商工観光課

■商工観光課商工観光係主事【任期付】・川口大永(税務課徴収係主事【任期付】)

## 建設課

■建設課主幹・畑野英樹(農業振興課主幹兼耕地係長)

## 環境保全課

■環境保全課下水道係長・徳永伸一郎(企画財政課復興推進係長) ■環境保全課下水道係主事兼会計課会計係主事・平川きみ代(環境保全課下水道係主事)

## 会計課

■会計課長・上村清美(福祉課主幹兼地域包括支援センター事務長) ■環境保全課下水道係主事兼会計課会計係主事・平川きみ代(環境保全課下水道係主事)

## 議会事務局

■議会事務局長・本田隆裕(総務課主幹兼総務係長)

## 学校教育課

■学校教育課長・西本和美(学校教育課学校教育係長) ■学

校教育課学校教育係長・藤川陽子(総務課総務係参事)

## 社会教育課

■社会教育課長・沖勝久(税務課徴収係長) ■社会教育課社会体育係長・細木康伸(環境保全課下水道係長) ■社会教育課社会教育係主事・田中端希(建設課土木係主事)

## 技能労務職

■子ども未来課若葉保育園主任給食員・藤岡和美(子ども未来課若葉保育園給食員) ■子ども未来課上野保育園主任給食員・三澤真由美(学校教育課高木小学校用務員) ■学校教育課木倉小学校主任用務員・染田洋子(子ども未来課若葉保育園主任給食員) ■学校教育課高木小学校用務員・米村奈美(子ども未来課上野保育園給食員)

## 新規採用職員

■総務課管理係主事・藤本陸椰 ■子ども未来課若葉保育園保育士・山本明日香 ■子ども未来課上野保育園保育士・増田美香 ■健康づくり支援課

## 退職者

健康推進係栄養士・若宮倫子 ■農業振興課農林企画係主事・鳥井真佑 ■農業振興課耕地係技師・本田貴嗣 ■建設課土木係技師・渡邊勝巳 ■環境保全課水道係技師・松本新司 ■議会事務局主事・林田宝子 ■総務課審議員・吉本敏治(再任用) ■会計課会計係長・福田敏江(再任用) ■子ども未来課若葉保育園保育士・安田友美(任期付) ■復興課復興推進係参事・吉成一利(任期付) ■農業振興課農林企画係主査・高添孝司(任期付)

■吉本敏治・総務課長 ■福田敏江・会計課長 ■福本悟・議会事務局長 ■坂本朋子・学校教育課長 ■宮川一幸・社会教育課長 ■上村いつ子・子ども未来課上野保育園園長 ■本田恵美子・子ども未来課子育て支援係長 ■渡辺里香・子ども未来課上野保育園主任保育士 ■本田敬太・会計課会計係長 ■福永賀友・社会教育課社会体育係長 ■菊池孝子・学校教育課木倉小学校主任用務員 ■田上敏・建設課土木係技師(任期付)

# 平成31年度 新規採用職員



よろしくお願いします

## 「御船川ボランティア清掃活動」のお知らせ

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

- 日時 4月29日(日)  
※小雨決行／雨天時の態度決定は、当日の7時30分  
・受付 8時15分→開会式 8時30分  
→清掃開始 8時40分→終了予定 10時
- 清掃場所 御船川河川敷および管理道路・本町通り、国道445号沿い（妙見橋～メロディー橋区間）
- その他 ゴミ袋、軍手は、当日配布（団体なら代表者）。各種団体で参加される場合は、4月19日(金)までに参加人数をお知らせください。今回はごみ拾いなので、事故防止のため、刈り払い機の使用はご遠慮ください。



ボランティア清掃活動に、多数の参加をお願いします

## 光インターネット新規申込半額キャンペーン

☎ 総務課 管理係 ☎ 282-1111

平成23年4月1日から御船町全域で光インターネットが利用できるようになりました。御船町で光インターネット（BBIQ）を利用するには、通常41,140円以上かかる、御船光ネットワーク引込工事負担金が必要です。町では御船光インターネット（BBIQ）の加入者を増やすため、引込工事負担金が半額になる「光インターネット新規申込キャンペーン」を実施します。この機会に是非「御船光インターネット（BBIQ）」に加入しませんか。

- キャンペーン対象者  
御船光インターネット（BBIQ）へ新規加入する人  
※申し込みは1人1件に限ります。

- 申込条件  
①引込工事前に負担金を納付してください。  
②引込工事後、1ヵ月以内にBBIQとのインターネット接続サービスの接続を行ってください。

- 申込方法  
申込用紙に必要事項を記入し、総務課管理係まで直接提出または郵送にてお申込み下さい。

- 申込用紙配布期間  
5月7日(日)～6月17日(日)

- 申込用紙配布場所  
役場1階ロビー  
役場2階総務課  
町ホームページ

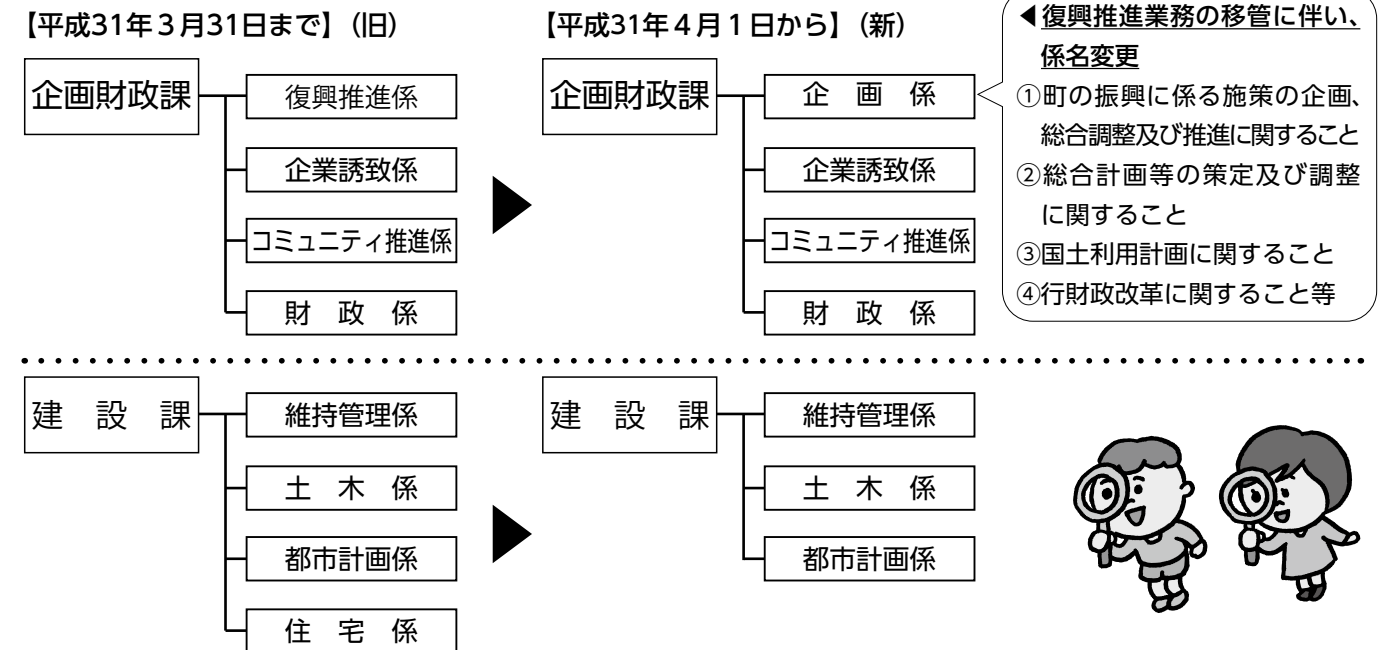
- 半額キャンペーン受付期間  
5月7日(日)～6月17日(日)  
※郵送の場合は当日消印有効。

- 光インターネット開通時期  
10月中旬～11月中旬予定  
※キャンペーンで申し込んだ場合、開通までの期間が通常より長くなります。

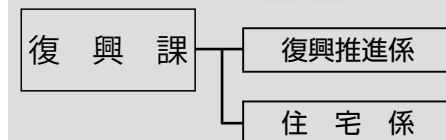
| キャンペーン申込に関する問い合わせ       | BBIQに関する問い合わせ                                      |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| 役場総務課 管理係<br>☎ 282-1111 | 株式会社 QTnet<br>☎ 200-0086<br>受付時間（9時～17時50分）※土日祝日除く |

## 組織機構改革のお知らせ

平成31年4月1日から、役場の組織機構を改革しました。今回の主な機構改革は、“復興課”の新設により、被災者支援生活再建事業などの震災関連業務を一つの課・係に集約し、町民サービスの向上や業務の効率化を図るためのものです。



### 4月1日から“復興課”新設



復興課の配置場所は、建設課横、旧商工観光課に新設されます。

★復興課のお問い合わせ番号★  
☎ 282-1701

- ⚠ 福祉課社会福祉係からお知らせ ⚠
- ・福祉課社会福祉係で担当していた「被災者生活再建支援制度」は、復興課復興推進係へと引き継がれます。

- 復興推進係
- ①仮設住宅の入退去及び維持管理に関する事
  - ②仮設団地のコミュニティ形成支援に関する事
  - ③仮設住宅の利活用に関する事
  - ④町外みなし住宅への情報提供に関する事
  - ⑤義援金に関する事
  - ⑥被災者生活再建支援制度に関する事
  - ⑦災害公営住宅のコミュニティ形成支援に関する事
  - ⑧仮設団地の用地に関する事

- 住宅係
- ①町営住宅の建設に関する事
  - ②町営住宅の管理及び使用料の徴収に関する事
  - ③災害公営住宅の建設に関する事
  - ④災害公営住宅の入退去に関する事
  - ⑤単独住宅の用地及び改修に関する事

### 商工観光課の配置が変更になりました。

- 【変更前】 役場庁舎2階
- ▶
- 【変更後】 第一分庁舎2階 中会議室
- ・商工観光課のお問い合わせ番号は変更はありません。  
☎ 282-1226



| 実 施 日  | 病 院 名    | 科 目                  | 住 所           | 電話番号         |
|--------|----------|----------------------|---------------|--------------|
| 5月12日☐ | のぐち皮ふ科   | 皮                    | 嘉島町大字鯨 1834-1 | 237-4112     |
|        | 益城中央病院   | 内・小・消・循・放・呼・胃・人工透析内科 | 益城町宮園 722-1   | 286-3151     |
|        | 谷田病院     | 内                    | 甲佐町岩下 123     | 234-1248     |
|        | 野田医院     | 内・小・消                | 山都町浜町 267     | 0967-72-0307 |
| 5月19日☐ | さかた耳鼻咽喉科 | 耳・気・アレ               | 嘉島町大字鯨 1834-1 | 237-4133     |
|        | 砥川クリニック  | 内・外・胃・肛              | 益城町砥川 1726    | 286-5770     |
|        | 小屋迫医院    | 内・小                  | 甲佐町岩下 96-1    | 234-0165     |
|        | 矢部広域病院   | 内・外                  | 山都町下馬尾 204    | 0967-72-1121 |
| 5月26日☐ | 小糸整形外科   | 整・リウ・リハ              | 御船町大字木倉 1182  | 282-0050     |
|        | さくら病院    | 内                    | 益城町広崎 1445-15 | 286-8111     |
|        | 荒瀬病院     | 内・外                  | 甲佐町緑町 331     | 234-1161     |
|        | 瀬戸病院     | 内                    | 山都町北中島 2806   | 0967-75-0111 |

## 大型連休期間中の水道の開閉栓について

☎ 環境保全課 水道係 ☎ 2 8 2 - 0 4 7 2

大型連休（ゴールデンウィーク）の次の期間において、水道の開閉栓について受付していませんので、ご注意ください。

■期 間 4月27日☐～5月6日☐

### ※水道管の破損等があったとき

水道メーターより宅地内側の漏水修理は個人負担になります。給水装置工事業者に修理を依頼してください。



大型連休期間中における左記以外の水道管の破損等、水道に関するお問合せは以下へお願いします。

役場 環境保全課 水道係  
☎ 2 8 2 - 1 1 1 1 （代表）

## 非課税世帯に対する義援金の配分について

☎ 復興課 復興推進係 ☎ 2 8 2 - 1 7 0 1

平成31年1月18日☐に開催された「平成28年熊本地震第31回義援金配分委員会」において、非課税世帯に対し新たに義援金の配分を行うこととされました。

現在も多くの方々が仮設住宅に入居されており、その多くが高齢者世帯など収入が限られる世帯であるという現状を踏まえ、被災世帯の一日も早い生活再建を後押しするため、配分を行います。

### ◆配分基準

| 対象被害  | 全壊・大規模半壊<br>半壊解体 | 大規模半壊・半壊<br>※未解体 |
|-------|------------------|------------------|
| 配分基準額 | 200,000 円        | 100,000 円        |

■対 象 住家に大きな被害を受けた世帯（半壊以上）のうち、平成30年度の住民税が非課税である世帯（※<sup>1</sup>）

【※ただし、住民税が課されている別の世帯の方の扶養親族等（※<sup>2</sup>）のみで構成される世帯（高齢者又は障がい者がいる世帯を除く）は対象となりません】

※<sup>1</sup>—世帯は罹災証明書上の世帯

※<sup>2</sup>—扶養親族等とは、地方税法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。

■申請開始 平成31年4月24日☐～  
（非課税世帯に対する新たな配分については、平成31年4月から配分対象となる可能性がある世帯に対し通知を発送します）

## 4～5月大型連休含む休日当番医および連休時在宅医について

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 2 8 2 - 1 6 0 2

\*当番医療機関は予告なく変更になることがあります。

受診前には必ず電話でご確認ください！

\*受診する際は必ず保険証をお持ちください！

| 実 施 日    | 病 院 名            | 科 目       | 住 所            | 電話番号         |
|----------|------------------|-----------|----------------|--------------|
| 4月28日☐   | たなか内科眼科          | 内・眼・呼・アレ  | 嘉島町大字鯨1898-3   | 235-7235     |
|          | おがた整形外科医院        | 整・内・形・麻   | 益城町福富802-2     | 289-3301     |
|          | 桃崎整形外科医院         | 整・リハ・リウ   | 甲佐町緑町275-20    | 235-8111     |
|          | 坂本クリニック          | 内・小・胃     | 山都町下市39-1      | 0967-72-0210 |
| 4月29日☐・祝 | 榊田泌尿器科外科医院       | 外・内・泌     | 御船町大字御船903     | 282-6363     |
|          | 益城整形外科医院         | 整・リハ      | 益城町安永805-4     | 286-1818     |
| 4月30日☐・休 | 藤岡医院             | 内・消・小     | 御船町大字御船1061    | 282-0405     |
|          | 熊本回生会病院          | 整         | 嘉島町大字鯨1880     | 237-1133     |
|          | 香田整形外科           | 整・リハ・リウ・麻 | 嘉島町大字北甘木2018   | 237-2811     |
|          | 椎崎胃腸科外科医院        | 外・消       | 益城町惣領1421-1    | 286-7344     |
|          | 益城整形外科医院         | 整・リハ      | 益城町安永805-4     | 286-1818     |
|          | おがた整形外科医院        | 整・内・形・麻   | 益城町福富802-2     | 289-3301     |
|          | さくら病院            | 内         | 益城町広崎1445-15   | 286-8111     |
|          | 荒瀬病院             | 内・外       | 甲佐町緑町331       | 234-1161     |
|          | 桃崎整形外科医院         | 整・リハ・リウ   | 甲佐町緑町275-20    | 235-8111     |
|          | 山都町包括医療センターそよう病院 | 内・外       | 山都町滝上476-2     | 0967-83-1122 |
| 5月1日☐・祝  | 古閑整形外科胃腸科医院      | 内・外・整     | 御船町大字上野1536    | 284-2010     |
|          | 香田整形外科           | 整・リウ・リハ・麻 | 嘉島町大字北甘木2018   | 237-2811     |
|          | 清水眼科医院           | 眼         | 益城町惣領1429-5    | 289-0288     |
|          | ふくだ整形外科医院        | 整・リハ      | 益城町馬水805       | 286-7391     |
|          | 益城整形外科医院         | 整・リハ      | 益城町安永805-4     | 286-1818     |
|          | さくら病院            | 内         | 益城町広崎1445-15   | 286-8111     |
|          | 荒瀬病院             | 内・外       | 甲佐町緑町331       | 234-1161     |
| 5月2日☐・休  | 熊本回生会病院          | 整         | 嘉島町大字鯨1880     | 237-1133     |
|          | 香田整形外科（13時まで）    | 整・リウ・リハ・麻 | 嘉島町大字北甘木2018   | 237-2811     |
|          | 椎崎胃腸科外科医院        | 外・消       | 益城町惣領1421-1    | 286-7344     |
|          | かいがクリニック         | 内・小・循     | 益城町木山358-1     | 286-2023     |
|          | ふくだ整形外科医院        | 整・リハ      | 益城町馬水805       | 286-7391     |
|          | 益城整形外科医院         | 整・リハ      | 益城町安永805-4     | 286-1818     |
|          | おがた整形外科医院        | 整・内・形・麻   | 益城町福富802-2     | 289-3301     |
|          | さくら病院            | 内         | 益城町広崎1445-15   | 286-8111     |
|          | 小屋迫医院            | 内・小       | 甲佐町岩下96-1      | 234-0165     |
|          | 野田医院             | 内・小・消     | 山都町浜町267       | 0967-72-0307 |
| 5月3日☐・祝  | 山都町包括医療センターそよう病院 | 内・外       | 山都町滝上476-2     | 0967-83-1122 |
|          | 山地外科胃腸科医院        | 内・外・循・胃   | 嘉島町大字上島2491    | 237-0003     |
|          | 高本脳神経外科医院        | 脳         | 益城町惣領1316      | 289-0088     |
| 5月4日☐・祝  | 大久保耳鼻咽喉科医院       | 耳・気・アレ    | 御船町大字辺田見410-1  | 282-3900     |
|          | ましきクリニック耳鼻咽喉科    | 耳・アレ      | 益城町惣領1308-3    | 287-8733     |
| 5月5日☐・祝  | 香田整形外科           | 整・リウ・リハ・麻 | 嘉島町大字北甘木2018   | 237-2811     |
|          | かいがクリニック         | 内・小・循     | 益城町木山358-1     | 286-2023     |
|          | 荒瀬病院             | 内・外       | 甲佐町緑町331       | 234-1161     |
|          | 伴病院              | 内・外       | 山都町浜町167-1     | 0967-72-0029 |
| 5月6日☐・振  | よしむら内科循環器科       | 内・循       | 嘉島町大字上島2299-1  | 235-7773     |
|          | のぐち皮ふ科（午前中のみ）    | 皮         | 嘉島町大字鯨1834-1   | 237-4112     |
|          | たなか内科眼科          | 内・眼・呼・アレ  | 嘉島町大字鯨1898-3   | 235-7235     |
|          | 砥川クリニック          | 内・外・胃・肛   | 益城町砥川1726      | 286-5770     |
|          | 益城なかぞのクリニック      | 内・消       | 益城町宮園732-9     | 286-1700     |
|          | まるお皮ふ科           | 皮         | 益城町広崎字花立1038-1 | 237-7592     |

## 交通事故での入院や通院は見舞金が支給されます

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

御船町に住民票があるすべての人を対象に、「交通災害共済制度」に加入しています。

この制度は、交通事故に遭って、負傷や死亡した場合の入院や通院などに要した期間に応じて、見舞金が支給されます。交通事故での入院や通院が対象で、事故に遭った本人が町に対して請求する必要があります。

### ■災害の程度と見舞金内容

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

| 区分  | 災害の程度     | 金額    |
|-----|-----------|-------|
| 1等級 | 死亡        | 15万円  |
| 2等級 | 180日以上の治療 | 6万円   |
| 3等級 | 90日以上の治療  | 4万円   |
| 4等級 | 30日以上の治療  | 2.5万円 |
| 5等級 | 10日以上の治療  | 2万円   |

## 生活再建支援金（基礎支援金など）の申請はお済みですか？

☎ 復興課 復興推進係 ☎ 282-1701

住宅に多大な被害を受けた世帯に、住宅の被害程度と再建方法に応じて支援金の支給が受けられます。申請期限が延長になりましたが、手続きが済んでいない場合は早めに申請ください。

### ■対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
  - ②住宅が「大規模半壊」した世帯
  - ③住宅が「半壊」し、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※「大規模半壊」世帯においても、解体世帯は追加での支援金の申請ができます。
- ④住宅が「一部損壊」し、住宅の敷地に著しい被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

### ■必要書類

#### 【基礎支援金の場合】

- ・り災証明書
- ・振込先の通帳の写し
- ・解体証明書または閉鎖事項証明書（半壊・大規模半壊により解体した世帯のみ必要）

#### 【加算支援金の場合】

- ・契約書などの写し

### ■請求期限

事故に遭った日から1年以内

### ■交通事故の内容

日本国内で発生した、①～⑨に該当する運行事

- ①自動車②原動機付自転車③自転車④汽車⑤電車  
⑥航空機⑦船舶⑧モノレール⑨トロリーバス  
⑩汽車⑪ケーブルカー

### ■事故後の対応

事故に遭った場合には、必ず警察に届出を行ってください。

### ■請求方法

入院や通院の治療後、役場2階の総務課地域・防災係で必要な書類を持って、請求手続きを行ってください。

### ■請求に必要なもの

- ①災害見舞金請求書②印鑑③交通事故証明書  
④診断書または診療報酬明細書⑤住民票  
⑥事故状況報告⑦運転免許証

### ■支給額

(1)基礎支援金—住宅の被害程度に応じて支給されます

| 住宅の被害程度 | 全壊・解体（半壊・大規模半壊） | 大規模半壊  |
|---------|-----------------|--------|
| 複数世帯    | 100万円           | 50万円   |
| 単数世帯    | 75万円            | 37.5万円 |

(2)加算支援金—住宅の再建方法に応じて支給されます

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修    | 賃貸（公営住宅以外） |
|---------|-------|-------|------------|
| 複数世帯    | 200万円 | 100万円 | 50万円       |
| 単数世帯    | 150万円 | 75万円  | 37.5万円     |

### ■申請期限

**基礎支援金** 2019年5月13日☎

加算支援金 2020年5月13日☎

※加算支援金の申請期限は延長しますが、基礎支援金は延長がありませんので、ご注意ください。

## 事業者の方へ！消費税軽減税率制度説明会のご案内

☎ 熊本東税務署 総務課 ☎ 369-5566（※自動音声案内に従って「2」を選択してください）

事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひお越しください。

◆ 2019年10月1日に、消費税率10%への引上げと同時に消費税の軽減税率制度の実施  
◆ 軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。また、消費税の免税事業者の方も、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、制度の実施に向けた準備が必要になります。

### 【説明会日程】

| 期日     | 時間                         | 会場                        |
|--------|----------------------------|---------------------------|
| 5月9日☎  | ①10時～11時30分<br>②14時～15時30分 | <b>火の国ハイツ</b><br>熊本市東区石原2 |
| 5月21日☎ | ①10時～11時30分<br>②14時～15時30分 | 丁目2-28（県民総合運動公園入口）        |

※ 1\_ 事前申込は不要です。

※ 2\_ 説明内容は、消費税軽減税率制度の概要（軽減税率対象品目、帳簿・請求書の区分記載方法等）、事業者支援措置（軽減税率対策補助金）、インボイス制度の概要を予定しています。

※ 3\_ 会場の駐車場には限りがあります。

## 農作業基準賃金・農地賃借料の目安額

町農業委員会（富田早苗会長）では、水稻や麦の農作業を委託する場合の賃金目安となる「御船町農作業基準賃金」を決定しました。農作業の委託・受託するときの賃金設定に利用してください。この賃金は、あくまでも御船町で農作業を委託した際の目安です。水稻や麦の収穫は、カッター付10%増、結束機付や作業困難な場合は20%増になります。

また、農地の貸し借りをする際の目安となる賃借料（平成30年1月～12月締結分）もご利用ください。

### ■農地賃借料（10㌦あたり）

| 締結された地域 |        | 平均額     | 最高額     | 最低額    |
|---------|--------|---------|---------|--------|
| 平坦      | 基盤整備地域 | 15,000円 | 34,400円 | 5,000円 |
|         | 未整備地域  | 11,700円 | 21,500円 | 5,600円 |
| 山間      | 全域     | 12,600円 | 13,900円 | 6,900円 |

畑の土地

| 締結された地域 | 平均額     | 最高額     | 最低額    |
|---------|---------|---------|--------|
| 御船町全域   | 10,300円 | 15,000円 | 6,900円 |

※賃借料が物納の場合、米60kgあたり13,860円に換算

## 秋只橋の災害復旧工事が完了しました ☎ 建設課 土木係 ☎ 282-1312

秋只地区、九州道の跨道橋となる秋只橋については、熊本地震以降、通行止めが長期に亘り続き、皆さまには大変ご迷惑をおかけしました。この度、復旧工事が完了し、平成31年3月31日☎13時を以って、通行止めを解除致しました。

通行止め期間中の3年間、皆さまのご理解とご協力により工事を完成させることができました。改めて深く感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いします。



▲秋只橋を渡る地域住民

## ゴールデンウィーク（大型連休）のごみ出し等についてお知らせします

☎ 環境保全課 環境衛生係 ☎ 282-1604

大型連休の「ごみ出し」や「汲み取り」は、日程を確認して計画的に行いましょう。

| 日程 |                    | 燃やすごみ      | 紙製資源物 | し尿汲み取り |
|----|--------------------|------------|-------|--------|
| 4月 | 27日 <span>田</span> | 休み         |       | 休み     |
|    | 28日 <span>田</span> | 休み         |       | 休み     |
|    | 29日 <span>月</span> | 月曜・木曜日収集地区 | ×     | 休み     |
|    | 30日 <span>火</span> | 火曜・金曜日収集地区 | ×     | 受入れ    |
| 5月 | 1日 <span>火</span>  | 休み         |       | 休み     |
|    | 2日 <span>火</span>  | 月曜・木曜日収集地区 | ○     | 受入れ    |
|    | 3日 <span>金</span>  | 火曜・金曜日収集地区 | ○     | 休み     |
|    | 4日 <span>土</span>  | 休み         |       | 休み     |
|    | 5日 <span>土</span>  | 休み         |       | 休み     |
|    | 6日 <span>月</span>  | 月曜・木曜日収集地区 | ×     | 休み     |

ゴールデンウィークの「燃やすごみ、紙資源物収集、し尿汲み取り」は日程を確認して計画的に行いましょう。ごみは、必ず、当日の午前8時までには収集場所に出してください。

●リサイクルおよび粗大ごみの収集  
リサイクルカレンダーどおりに行います。

●可燃物・資源物・粗大ごみの直接搬入  
ゴールデンウィークの5月1日～3日は直接搬入ができませんので、ご注意ください。

※大型連休期間中におけるお問い合わせは以下へお願いします。

☎ 282-1111（代表）

## 白川・緑川総合水防演習2019のお知らせ

☎ 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 河川管理課 ☎ 382-1136

☎ 建設課 維持管理係 ☎ 282-1312

住民の防災意識の向上や防災機関の水防技術の向上、連携等を目的に国土交通省九州地方整備局、熊本県及び熊本市主催による「白川・緑川総合水防演習」を白川河川敷において開催いたします。

演習では、町消防団による河川はん濫を防ぐための水防工法の実演等が行われますので、ぜひご観覧ください。

### 【演習内容】

各種水防工法の実演、ヘリコプターによる人命救助訓練、地域住民・学生等による避難訓練、防災展示、炊き出し訓練の試食（数量限定）など

■日 時 5月19日田 8時30分～12時（小雨決行）  
■会 場 J R熊本駅東側白川河川敷



## 平成31年度児童扶養手当額が改定されます

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 282-1346

平成31年度の手当額は以下のとおりです。手当額は全国消費者物価指数の動向により毎年改定されます。

| 区 分                              | 全部支給される場合 | 一部支給される場合       |
|----------------------------------|-----------|-----------------|
| 対象児童が1人                          | 42,910円   | 10,120円～42,900円 |
| 対象児童が2人（加算額）                     | 10,140円   | 5,070円～10,130円  |
| 対象児童が3人以上<br>（3人目以降の児童1人あたりの加算額） | 6,080円    | 3,040円～6,070円   |

## 「老人憩の家」が「町民憩の家～眺世庵」に変更になり、利用を再開します

☎ 福祉課 社会福祉係 ☎ 282-1342

平成31年4月より「老人憩の家」から「町民憩の家眺世庵」に名称を変更しました。老朽化した入浴設備は廃止となりました。お風呂は使用できません。

町民憩の家の利用については以下のとおりとなります。

■開館時間 9時～17時

■休館日 土曜、日曜、祝日  
12月29日～1月3日

■使用方法 使用するおおむね7日前までに役場福祉課社会福祉係に使用申請書を提出して使用許可証を受け取ってください。

### 【使用料】

| 使 用 者 | 区 分        | 1時間あたりの使用料 |
|-------|------------|------------|
| 町 内   | 和室（大）      | 540円       |
|       | 和室（大）エアコン代 | 750円       |
|       | 和室（小）      | 210円       |
|       | 和室（小）エアコン代 | 310円       |
| 町 外   | 和室（大）      | 1,080円     |
|       | 和室（大）エアコン代 | 1,510円     |
|       | 和室（小）      | 430円       |
|       | 和室（小）エアコン代 | 640円       |

### 備 考

- 1\_表に定める使用料は消費税を含みます。
- 2\_表に定める町外の使用料は、町外の利用者のみが使用する場合です。
- 3\_使用する時間には、準備、後片付けおよび原状回復に要する時間を含みます。

## 5月1日水に証明発行窓口のみ対応します

大型連休期間中、下記の日時で町民案内係のみ対応します。

■日 時 5月1日田 10時～17時

■対応窓口 町民保険課 町民案内係

■業務内容 証明書発行（住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本）、印鑑登録

※ 1 上記以外の証明発行及び業務は行いません。

※ 2 住民票発行は、御船町に住所がある方のみの発行となります。

※ 3 届書（婚姻、出生、死亡等）は、日直での対応になりますので、庁舎西側入口よりお入りください。

☎ 町民保険課 町民案内係 ☎ 282-1112



↑証明発行は正面玄関よりお入りください↑

## 陽だまりルーム（適応指導教室）開設について

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 282-1700

様々な理由で学校に行けない、行きづらいと思っている小中学生を対象に、4月から陽だまりルーム（適応指導教室）を開設します。

子育てふれあい館（旧みふね幼稚園）の教室（一部）において、月曜・火曜・木曜・金曜の13時30分～15時30分を予定しています。

詳しくは御船町教育委員会学校教育課または各小中学校までご相談ください。

### ▼個室で教室開設



▲子育てふれあい館

## 上益城 5 町で消費生活相談室 ～ひとりで決めない悩まない～

☎ 商工観光課 商工観光係 ☎ 282-1226

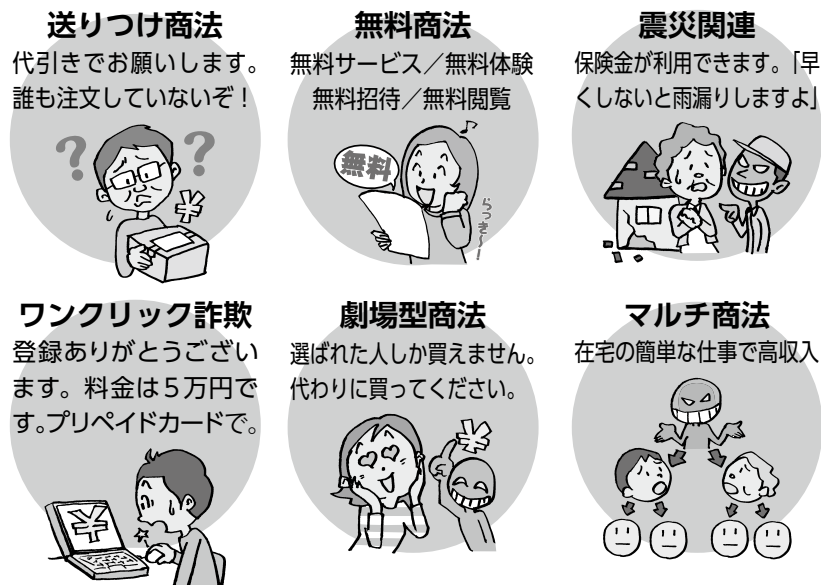
### 相談室のご利用について

5 町にお住まいの人は遠慮なくどの町でも相談できます。  
相談は無料で秘密やプライバシーは厳守します。ご相談にお越しの際は、契約時の書類やチラシ等の資料をご持参ください。

### ☎ 専門相談員がいる曜日です ☎

▼毎週月曜日～金曜日  
(祝祭日および年末年始を除く)  
▼9時～16時 (12時～13時を除く)

| 月曜日                        | 火曜日                        | 水曜日                        | 木曜日                                                                | 金曜日                                                                |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <b>益城町役場</b><br>☎ 286-3210 | <b>御船町役場</b><br>☎ 282-1226 | <b>嘉島町役場</b><br>☎ 237-1112 | <b>甲佐町役場</b> (甲佐町老人<br>いこいの家)<br>☎ 234-3223 (相談)<br>234-1114 (福祉課) | <b>山都町役場</b> (1F 相談室)<br>☎ 0967-72-3133 (相談)<br>0967-72-1229 (福祉課) |



## 平成31年度御船町健康診査の申込み～まだ間に合います！

☎ 健康づくり支援課 健康推進係 ☎ 282-1602

3月中旬に、各世帯に送付しております健診のご案内はご覧になられましたでしょうか？  
御船町では、下記のとおり、各種健診（特定健診及びがん検診）を実施しております。申込みがまだお済みでない方はお早めにお申し込みください。

### ◎受けられる健診の種類

| 種類       | 対象者                                 | 場所         | 時期   |
|----------|-------------------------------------|------------|------|
| 人間ドック    | 40歳～74歳で国民健康保険加入者                   | 各検診機関      | 6月以降 |
| セット健診    |                                     |            |      |
| 特定(若者)健診 | 20歳～74歳で、御船町在住の国民健康保険加入者および社会保険被扶養者 | 御船町役場第2分庁舎 | 7月上旬 |
| 後期高齢者健診  | 75歳以上                               |            |      |

■申込方法 健診申し込み票をご記入のうえ、同封された封筒でご返送いただくか、もしくは、健康づくり支援課までご持参ください。

### がん検診も7月上旬の集団健診で受診可能！

医療保険に関係なく受けられます。

- ・腹部超音波検査 (40歳以上)
  - ・肺がん検診 (40歳以上)
  - ・大腸がん検診 (40歳以上)
  - ・胃がん検診 (40歳以上)
  - ・子宮がん検診 (20歳以上女性) ※
  - ・乳がん検診 (30歳以上女性) ※
- ※子宮がん、乳がん検診は病院でも受けられます！

### 【オプション】

- ・前立腺がん検査 (40歳以上男性)
- ・肝炎ウィルス検査 (40歳以上過去未受診者)
- ・歯科検診 (どなたでも)

## 軽自動車税の減免申請は5月31日まで

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

軽自動車税には減免制度があります。一定の要件に該当する人が、期限までに申請することで減免を受けることができます。

ただし、減免は普通自動車を含め一人一台になります。軽自動車税の減免を申請する場合は、納税通知書が届いてから申請してください。

■減免対象 ①～③のいずれか一つ該当  
障がい者本人が所有する自動車を運転する人が  
①障がい者本人  
②障がい者と生計を一にする家族  
③障がい者を常時介護する人  
(※ただし、身体障がい者が年齢18歳未満の場合／知的障がい者 (A1、A2)／精神障がい者 (1級) で家族運転の場合／生計を一にする者が所有 (取得) する自動車を含む)

### ■申請に必要なもの

- ・軽自動車税納税通知書
- ・手帳
- ・運転免許証

### ■申請期限・申請先

5月31日☎・税務課課税係



### ■減免対象の障がいの範囲

- 【療育手帳の場合】
- ・療育手帳 A1・A2
- 【精神障がい者保健福祉手帳の場合】
- ・精神障がい者保健福祉手帳 1級
- 【障がい者手帳の場合】

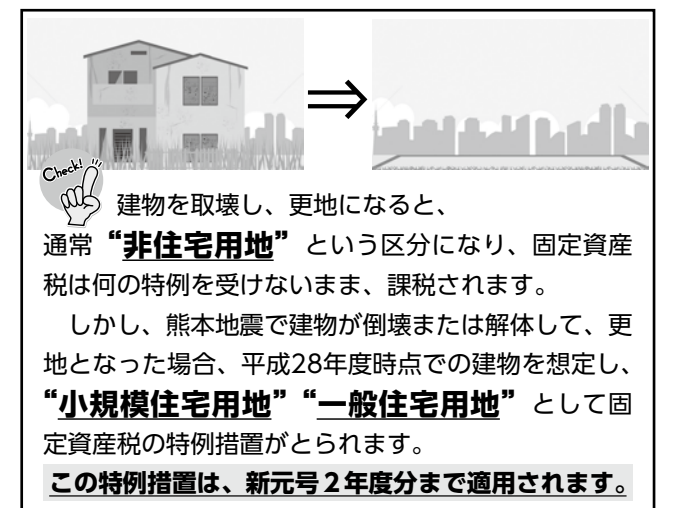
| 障がいの区分                           | 本人運転           | 生計同一者常時介護者 |
|----------------------------------|----------------|------------|
| 視聴覚障害                            | 1級～3級・4級の1     |            |
| 聴覚障害                             | 2級・3級          |            |
| 平衡機能障害                           | 3級             |            |
| 音声機能障害                           | 3級<br>※咽頭摘出に限る | —          |
| 上肢不自由                            | 1級・2級の1、2      |            |
| 下肢不自由                            | 1級～6級          | 1級～3級      |
| 体幹不自由                            | 1級～3級・5級       | 1級～3級      |
| 乳幼児以前の非進行性脳病変による運動障害             | 上肢機能<br>移動機能   | 1級・2級      |
|                                  | 1級～6級          | 1級～3級      |
| 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸の機能障害、小腸の機能障害 | 1級・3級          |            |
| 肝臓機能障害                           | 1級～3級          |            |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害             | 1級～3級          |            |

## 熊本地震による土地(更地)の住宅用地の特例が延長されます

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

平成31年税制改正により、平成28年熊本地震で建物の倒壊等による更地の住宅用地の特例は2年間でしたが、(平成30年度分で終了予定)、2年間延長されることとなりました。  
被災住宅用地等に係る固定資産税の特例措置を引き続き適用できることになりました。

小規模住宅用地—住宅用地のうち、住戸一戸あたり200㎡まで。(課税標準額が非住宅用地の6分の1の額となる)  
一般住宅用地—住宅用地のうち、200㎡を超える部分。(課税標準額が非住宅用地の3分の1の額となる)



## 信号機点灯式で笑顔で渡り初め

3月18日、滝尾地区の滝尾橋側交差点(仮)で信号点灯式が行われました。信号機は全国的に廃止傾向にあり、設置状況が見直されている中、この交差点は、子どもたちの通学路となっており出会い頭の事故が発生していることから、地元住民の強い要望によって新設されました。信号機点灯式に参加した滝尾小学校の児童たち(1年)は「道路を横断するときは、必ず横断歩道を渡ります」と元気よく交通安全宣言をし、手を上げて笑顔で渡り初めをしました。



みんなで手を上げて横断する滝尾小の児童たち



霧の中でもMTBトレイルラン

## 吉無田高原～春のMTBトレイルランド

3月21日、吉無田高原春のMTBトレイルランドが特定非営利活動法人愛郷吉無田主催により開催されました。当日は、少し雨が降り、霧の中でスタート。参加者は、跳ね返りで泥だらけになりながらも山の中での新しいコースを楽しみ、走りました。完走後は、吉無田の大自然を見下ろせるゆうすげの丘で、達成感に満ちた表情でバーベキューで焼いた野菜やお肉をおいしそうに食べていました。愛郷吉無田の山口七絵さんは「トレイルランドのイベントを通じて、4月に開催される“CJくまもと吉無田”に勢いをつけられたら」と話していました。

## 第3回御船のいさぎ認定交付式

3月22日、第3回御船のいさぎの認定会が行われ、新たに5業者8品目が認定されました。御船のいさぎとは、御船町の特産品認定品として御船を元気にしてくれる、御船のすばらしいものという意味。交付式では、事業所の代表者一人一人に認定書が手渡されました。“活版印刷物全般”で認定された池田活版印刷所の吉田典子さんは「認定されてうれしい。今後は、ほかの企業の方々と連携し、印刷物で御船町を日本中にPRしていきたい」と話しました。



御船のいさぎで御船をPR!



みんなでなかよく花見会

## オレンジカフェすまいるで花見会

3月27日、街なかギャラリーで御船町認知症家族の会「すまいるクラブ」(大森政一会長)によるオレンジカフェすまいる花見会が行われました。“オレンジカフェすまいる”とは、認知症の方を介護している家族が集まり、参加者が自由にお話しできる場です。参加者は、お弁当や持ち寄った一品を食べながら、楽しく会話を弾ませていました。大森会長は「介護者がホッとできる場所がここにあります。一人で悩まず、一緒に参加しましょう」と笑顔で話しました。



原田範幸会長(左)から贈呈される古閑謙治教頭(右)

## 森林から地域の振興発展へ

3月6日、御船町(藤木正幸町長)は「地域の安全確保に向けた森林情報の共有および長期的な森林の育成に関する協定」を熊本森林管理署(森勇二署長)と締結しました。この協定は、森林や林道等に異変を感じたときや不法投棄などの情報を共有し、速やかな対応に向けて連携・協力を図ることを目的としています。熊本森林管理署としては、国有林を保有する県内35市町村のうち、御船町で11件目の調印。森署長は「この協定をきっかけに町と連携して、地域の振興発展につなげていけたら」と話しました。

## 地域の温かみを感じて

3月5日、木倉校区社会福祉協議会(原田範幸会長)が木倉校区の地域全体に呼びかけ、木倉校区の子どもたちに手作り雑巾を贈りました。初の試みでしたが、地域から集まった雑巾は全部で489枚。木倉小学校、若葉保育園、認定こども園みどりの里の3団体に、地域の愛情のこもった雑巾が贈られました。受け取った木倉小学校の古閑謙治教頭は「地域の温かみを感じます。有効に使っていきます」と話しました。



協定を締結した藤木正幸町長(左)と森勇二署長(右)



笑顔いっぱい「はい!チーズ!」

## 感謝の気持ちを歌に込めて

3月15日、熊本地震でたくさんの地域の人たちに元氣と勇氣をもらったことから、御船小学校(中野浩幸校長・360人)の児童たち(6年)が感謝の気持ちを伝えるために今城公民館でコンサートを開きました。コンサートでは、心を込めて「未来へ」などを合唱。6年生担任の河島加奈先生による力強い三味線で会場を湧かせました。最後は全員で「おもいで宝箱」を歌い、地域の人たちと笑顔で交流しました。今城仮設団地代表の江藤昭生さんは「力強い歌声でパワーをもらった。復興にもつなげていきたい」と話しました。



桜の木に想いを込めて

## 妙見坂公園で桜を植樹

3月17日、町商工会女性部(門岡久子部長)が妙見坂公園(御船)に桜を植えました。妙見坂公園は、桜の名所として知られており、桜の下では、相撲や紙芝居、ミニバレーボールなどが行われていました。今回の植樹で桜の木15本、ツツジ50本が植樹されました。公園を訪れた昭和保育園の園児たちは、絵を描いた木札を桜の木一本一本にかけ、思い出を残しました。門岡部長は「妙見坂公園を以前のような桜の名所にしたい。そしてたくさんの人に来てもらいたい」と思いを話しました。

## 平成30年度滝尾幼稚園ロボット・マイコンカー実演・体験

～歓喜の渦！天使の笑顔！未来の技術者の卵、御船高から発進！～

平成31年3月15日金に「平成30年度滝尾幼稚園ロボット・マイコンカー実演・体験」を開催しました。今回で10回目となるこの企画には、滝尾幼稚園の麒麟組（年長6歳児）の33人が参加し、マイコン制御部ロボット班とマイコンカー班に所属する高校生が実演を担当しました。

実演では「平成30年度全国高等学校ロボット競技山口大会」で三位に入賞したロボットや今年1月に東京で行われた「ジャパン・マイコンカーラリー全国大会」に出場した実際のマイコンカーの実演を行いました。園児たちはロボットの動きやマイコンカーのスピードに目を丸くし、会場内は驚きや歓喜に包まれて大いに盛り上がりしました。

また体験では、実演で使ったロボットやマイコンカーのほか、恐竜を描いた的にシャトルを当てる『シャトルロボット』や、自由自在に動き回る『メカナムロボット』、白と黒のラインをトレースする『ミニマイコンカー』と、今年が目玉である『ドローン』の計6種類のアトラクションを体験してもらいました。高校生から操縦方法を教えてもらいながら、大きな歓声とともに時間を忘れて熱心に操縦する姿が印象的でした。

本校電子機械科では、このような企画を通して、未来のロボット技術者の卵である子どもたちに、ものづくりの楽しさを感じてもらいたいと考えています。滝尾幼稚園の皆さん、御船高校に来ていただき、ありがとうございました。



御船高校

NOW

〒861-3204  
御船町木倉1253番地  
☎ 282-0056  
f a x 282-1286  
e-mail  
mifune-h@pref.kumamoto.lg.jp



イラストは  
たてに描いてね

このコーナーでは、皆さんからの便りをお待ちしています。  
どんなことでもかまいません。どしどしお送りください。広報クイズの答えもお忘れなく。

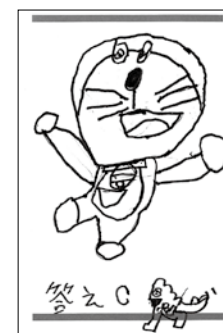
《あて先》〒861-3296 御船町役場「おたより」係 ※住所を書かなくても届きます。

《Eメールアドレス》 [kanri@town.mifune.lg.jp](mailto:kanri@town.mifune.lg.jp)

※匿名希望の場合は、氏名の横にその旨を明記してください。ペンネームでもかまいません。



ゴロー さん



たけるん さん



落合みなみ さん



# 文芸

ひとひねり

## 短歌

都みち異国のことばにおどろきて道ひきかえす千本鳥居 吉田さわ子

短歌の友急逝聞きて胸悼むやさしき生命惜しみて号泣 奥田利恵子

老いて尚一人の生活核家族世相に習ひ悔いても詮なし 甲斐レイ子

「出征の父送りしは若き母と胎児の吾」と友は言いきり 金森 英子

戦争ゆえの運命を生きた短歌の友よ一度と還らぬ城山短歌会に 平野 文子

古里の小川の岸边に佇めばしじみを取りし思い出浮かぶ 福永久志子

唐突のしらせにしばし啞然とすあまりに早き友あの世行き 山本志満子

## 俳句

御船春菊句会 水野つとむ選

三月や生命線は伸びやかに  
羽衣の落ちてゐないか山笑ふ  
椿咲く艶ある里となりけり  
カーテンをふはりとくぐり春の風  
耕して明日へ一歩踏み出しぬ  
さとうともこ  
緒方 葉  
渡辺ケイ子  
緒方 宣子  
守田 律子

見送りや振りかざしたる春帽子 黒田 順子

## 肥後狂句

天狗会

別れの時 父は隠れて涙拭き  
湯の宿で 羽目はずしおる社の旅行  
新世代 難なくこなすネット機器  
今年こそ 仕事も決めて一人立ち  
いい感じ お手々つないで行く二人  
とんちかん 違うメモ見て答えおる  
いい感じ 笑顔に惚れて決めました  
河地 由奇  
米光 芙蓉  
林田 実花  
川部 呉穂  
吉田 楽園  
増永 笑和  
藤本 好水

## 一般投稿

うぐいすが春を告げるも影ひそめその初鳴きは笑いを誘う  
人生も山谷越えて九十二年家族に守られ生きるありがたさ 石坂 貞子  
2Bの芯の匂いの懐かしきスケッチよくせし幼日なりし 松岡 フミエ  
ふわふわと綿雪枝に懸かるごとソメイヨシノは三分咲きなり 常石 訓弘  
けまん草すずめのてつばうほとけのざ夫と行く道 草の名呼びて 西梅 芳久  
西梅 孝子

## 春の御船住民交流会



3月21日、春の御船住民交流会（熊本YMCA主催）が行われました。参加者は、笑顔あふれるダンスから屋台の美味しいおもてなしまで春の御船を満喫しました。



## 全国商工会女性部 御船町来町！



3月13日、全国商工会女性部連合会（末武米子会長）が熊本地震からの視察のため来町し、全国の商工会女性部と交流しました。



## みふね地域食堂・子ども食堂

### ～「ごはん日和」～



地域が変われば  
子どもが変わる—  
御船から元気を発信！



## みふねの輪

熊本地震から3年が経ち、地域でゆるやかに支え合う場をつくる。そして、誰もが安心して立ち寄れる場所として、みふね地域食堂を開店し、みんなでワイワイごはんを食べよう！（※マイお箸を持ってきてください）

### ■日 時

4月25日（日） 17時（開店）～20時（閉店）

### ■会 場

街なかギャラリー

### ■料 金

大人300円 子ども（18歳以下）100円

みふねの輪は、町内で活動するサークルなどの「メンバー募集」や町内の公共施設で開催される「イベント」などを案内するコーナーです。掲載を希望する場合は、掲載したい月の前月20日まで役場総務課管理係（☎282-1111）まで申し込んでください。

## Quiz

### 広報クイズ

問題をよく読んで、3つの答えの中から正しいものを選び、ハガキに書いて送ってください。正解者の中から抽選で10人に図書カードをプレゼントします。

図書カード  
が当たる！

### 問題

問①平成31年4月1日から組織機構改革を行いました。新しく設立した課は何課でしょうか。

- A－復興推進課
- B－復興課
- C－復興復旧課

（ヒントは、14ページ）

### ●応募方法

ハガキに答え（例、A）とあなたの住所、氏名、年齢を書いて、〒861-3296 御船町役場「広報クイズ」係まで郵送してください。（コメントやイラストもお待ちしております）

### ●締め切り

平成31年4月26日（当日消印有効）

### ●3月号の正解 C

●3月号の当選者 応募総数19通で正解は19通でした。抽選の結果、次の10人に図書カードをお送りします。（敬称略）

落合みなみ（滝 川）／吉岡由希菜（高 木）／平野 詩子（豊 秋）／松井真智子（豊 秋）／中村 清（木 倉）  
林田 忠男（木 倉）／中熊 広美（辺田見）／小森 敦子（木 倉）／藤田 栄子（高 木）／迫口セイ子（高 木）

## Happy Birthday

## みふねっ子写真館



ふじたともや  
藤田智也くん（5歳）

滝尾（平成26年4月26日）

わんぱく坊主、元気いっぱい智也。これからもお姉ちゃんたちと仲良くね♡（一博お父さん 美智代お母さん）



さわむら ゆ な  
澤村優奈ちゃん（4歳）

木倉（平成27年4月2日）

ゆなちゃん4歳おめでとう。いっぱい食べるゆなちゃんが好きだよ。（直樹お父さん さおりお母さん）



とみながりくと  
富永陸斗くん（4歳）

滝川（平成27年4月25日）

誕生日おめでとう！もうすぐお兄ちゃんだね♪にいと弟と仲良く成長してね！（直之お父さん 悠香お母さん）



かわべりんこ  
川部凜子ちゃん（4歳）

滝川（平成27年4月26日）

我が家のおてんばさん1号!! 妹思いの凜子ちゃん。稀子ちゃんと仲良くね!!（光穂お父さん 舞お母さん）



よしもとたかと  
吉本高都くん（4歳）

陣（平成27年4月28日）

お兄ちゃん達とケンカばかりだけど、仲良く、そして心も体も大きく育ってね！（篤史お父さん 麻奈美お母さん）



かわべきこ  
川部稀子ちゃん（2歳）

滝川（平成29年4月22日）

我が家のおてんばさん2号!! ねえねとこれから仲良くね!!（光穂お父さん 舞お母さん）



ふじやまゆうしん  
藤山裕真くん（1歳）

木倉（平成30年4月6日）

一歳の誕生日おめでとう☆お姉ちゃんと仲良しのびのび成長してね♡（裕基お父さん 梨沙お母さん）



みやたとうこ  
宮田登悟くん（1歳）

高木（平成30年4月12日）

1才おめでとう♡元気で食いしん坊のとうこくん♡パパとママのところにきてくれてありがとう♡（修司お父さん 梢お母さん）



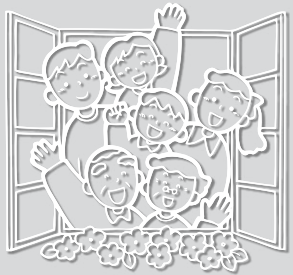
よしだ はる  
吉田陽琉くん（1歳）

高木（平成30年4月28日）

お兄ちゃん、お姉ちゃんに負けず元気な陽琉君が大好きです!! 1歳おめでとう。（敏樹お父さん 千晶お母さん）



来月号は、5月にお誕生日を迎える満1歳から満6歳までの「みふねのアイドル」を先着16人で募集します。掲載希望の人は、4月26日（金）までに役場2階総務課広報窓口で直接お申し込みください。（電話予約は不可）



## お知らせ

### 仕事と介護の両立に向けて

介護休業・介護休暇など仕事と介護の両立支援の制度は、育児・介護休業法に基づいて会社の就業規則や「育児・介護休業規定」に定められています。まずはご確認ください。会社には規定がない場合でも、ほとんどの制度が労働者の申し出により利用することができます。

● 熊本労働局雇用環境・均等室  
☎ 35213865

### 協会けんぽの平成31年度の保険料率 平成31年3月分から改定

平成31年度の協会けんぽの健康保険料率および介護保険料率は、本年3月分（4月納付分）からの適用となります。皆さまのご理解をお願いいたします。

▼変更点―熊本支部の健康保険料率は変更になります。介護保険料も変更になります。

【健康保険料】  
▽10.13%（現在）→10.18%

## 相談

### 法律、心配ごと相談

町社会福祉協議会では、御船町内の人を対象に、無料の法律相談および困りごとや悩みごと等の心配ごと相談を毎月第3水曜日に行っています。相談は、弁護士、人権擁護委員、行政相談委員が伺います。当日、8時30分から電話受付を開始します。予約受付は、当日のみとなっています。

※先着8人

▼日時 4月17日（金） 13時～16時  
5月15日（金） 13時～16時

▼場所 町社会福祉協議会「ひばり荘」

▼内容 【民事】▽金銭の貸し借り  
▽売買▽交通事故▽給料  
▽土地▽建物▽登記―など  
【家事】▽離婚▽成年後見  
▽養育費▽相続▽遺産―など  
町社会福祉協議会  
☎ 28210785

### 無料登記相談について（予約制）

熊本地方方法務局では、倒壊した建物の登記に関する相談や土地・建物などの売買・贈与・相続などの登記に関する無料相談を行っています。お気軽にご相談ください。

▼期日 5月9日（金）

（奇数月の第2木曜日）

▼時間 10時～16時

（12時～13時は除く）  
▼場所 役場第一分庁舎2階小会議室  
▼予約先  
熊本地方方法務局不動産登記部門

### 【介護保険料】（40歳から64歳まで）

▽1.57%（現在）→1.73%

他にもご不明な点がありましたら、協会けんぽまでお問い合わせください。

● 全国健康保険協会 熊本支部  
☎ 34010260

## 募集

### スクラッチで学ぶ 小・中学校プログラミング無料教室

2020年度の次期学習指導要領では、小学校3年生よりプログラミング教育が導入されます。2021年度からは、中学校でもプログラミング教育を導入。2022年度からは高等学校でも。これからは、操作だけでなく、論理的思考力・創造力・発想力・共創力が求められます。

御船町マスコットキャラクターのふねまると一緒にプログラミングを体験してみませんか？

▼開催曜日 第2・4土曜日、日曜日  
（祭日・休み中は相談可）

▼開催時間 ①10時30分～12時

☎ 36412145

（音声案内で②を押し「御船相談予約」と申し出ください）

### あなたの悩み相談しませんか？

男女共同参画相談室らいいは、性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、人生の岐路にある方、生きづらさを抱えている方、暴力や人間関係に悩んでいる方などのあらゆる相談をお受けします。

相談員がお話を伺い、解決に向けてサポートします。また、専門的なアドバイスが必要な場合は、専門の相談機関をご紹介しますことができます。

相談は、電話のほか、面接による相談もお受けしています。また、女性弁護士による「法律相談」や若年女性のための「ガールズ・サポート」、自分のことがつい後回しになる方に「セルフケア講座」なども行っています。

ご相談は無料、秘密は厳守します。ひとりでも悩まず、どなたでも気軽にお電話ください。

### ○電話相談

● 困りごと（9時30分～16時）

● 面談相談（要予約）

○ 困りごと・困りごと（9時30分～16時）

○ 法律相談（女性対象・要予約）  
毎月第3土曜日

○ ガールズ・サポート  
毎月第2土曜日

○ セルフケア講座  
毎月第4土曜日

● 申込先

| 事件・犯罪区分 | 事故・事件の発生状況 |      |       |      |
|---------|------------|------|-------|------|
|         | 御船町        |      | 御船署管内 |      |
|         | 発生件数       | 発生件数 | 発生件数  | 発生件数 |
|         | 3月中        | 年累計  | 3月中   | 年累計  |
| 交通人身事故  | 4          | 7    | 34    | 70   |
| 交通物損事故  | 26         | 80   | 157   | 451  |
| 空き巣     | 0          | 1    | 0     | 3    |
| 自販機狙い   | 0          | 0    | 0     | 0    |
| 万引き     | 1          | 1    | 8     | 13   |
| オートバイ盗  | 0          | 0    | 0     | 0    |
| 自転車盗    | 1          | 1    | 2     | 3    |
| 車上狙い    | 0          | 0    | 2     | 4    |

### 御船警察署管内の事故・事件

### ゲートボール大会

#### ▼町協会第11回大会

（3月23日（土）御船町ゲートボール場）  
①上野2（山中款、牛島清一、牛島恵子、岩永英徳、松下幸弘）  
②高木ジュニア  
③七滝2

男女共同参画相談室らいい  
● 困りごと・困りごとの場合  
☎ 33312666  
● 国の場合  
☎ 35512223

## その他

## 寄付

### 善意の輪

#### ▼社会福祉協議会へ【3月】

【香典返し】

（芳名）

（住所）（故人）

森島 信篤 様（熊本市）モトメ様  
山田登美子 様（御船）寿久様  
江藤 勝徳 様（滝川）まさ子様  
渡邊 輝子 様（小坂）忠志様  
田中 薫 様（滝川）尚子様  
美濃 宏子 様（高木）ハルコ様  
藤野 哲雄 様（高木）静子様  
田中 憲一 様（滝川）恵美子様  
田中 勉 様（高木）順子様  
赤星 文夫 様（滝川）カッエ様  
長尾 悦子 様（滝川）則之様  
福永 幸夫 様（御船）悦子様  
緒方美恵子 様（滝尾）桂干様  
神代 信子 様（御船）喜八郎様  
栗木 良江 様（豊秋）後藤良様  
【一般寄付】  
奥村 幸一 様（東京都立川市）  
山川 長行 様（滝川）  
熊本YMC A 様（熊本市）



### 宝くじに関する広告

**ドリームジャンボ**  
1等・前後賞合わせて  
**5億円**  
1等・前後賞合わせて  
**5,000万円**  
2種類同時発売! 4/1(月)～4/26(金)

第787回全国自治宝くじドリームジャンボ宝くじ  
1等3億円×13本・前後賞各1億円（発売総額390億円・13ユニットの場合※1ユニット1,000万枚）  
第788回全国自治宝くじドリームジャンボミニ  
1等3,000万円×30本・前後賞各1,000万円（発売総額180億円・6ユニットの場合※1ユニット1,000万枚）抽せん日はともに5月10日（金）  
宝塚大劇場（兵庫県）で行います。支払開始日は5月15日（水）になります。各1枚300円  
★お問い合わせ先：宝くじ照会センター  
TEL 03（3535）9085 宝くじ公式サイト  
https://www.takarakuji-official.jp/

詳しくは宝くじ公式サイトをご覧ください。  
宝くじは、宝くじ公式サイトを  
ご覧ください。  
宝くじは、宝くじ公式サイトを  
ご覧ください。  
宝くじは、宝くじ公式サイトを  
ご覧ください。

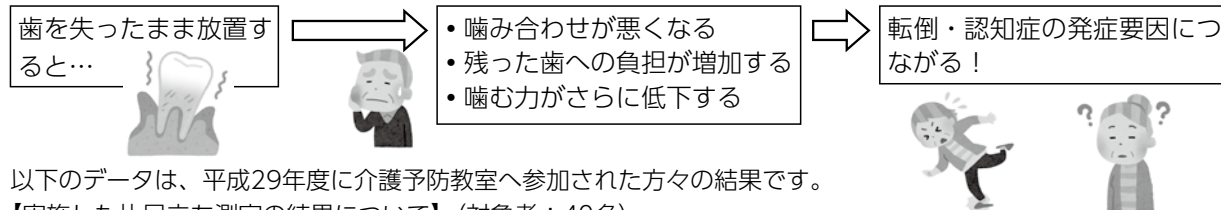
宝くじのお求めは地元で。お問い合わせは熊本県総務部財政課 TEL 096-333-2082

● 申込先 みふねパソコン・プロ  
gramming教室（御船町大字御船  
1067番地 旧黒潮市場内）  
☎ 28210256

# 地域包括支援センターだより ④3

## ～ 口の健康を守り、噛む力を維持しましょう ～

加齢とともに歯ぐきやあごの筋力が低下し、噛む力や飲み込む力が落ちてきます。硬い食べ物を避けていると、食べられる食品が偏り、低栄養の原因になることもあります。定期的な歯科受診や口腔ケアで、さきいかやたくあんのような硬いものが食べられる力を保ち続けましょう。



以下のデータは、平成29年度に介護予防教室へ参加された方々の結果です。

【実施した片足立ち測定の結果について】（対象者：40名）

|           | 69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80～84歳 | 85～89歳 | 90歳代 | 合計 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|------|----|
| 総義歯の方     | 0   | 1      | 2      | 6      | 9      | 2    | 20 |
| 残歯20本以上の方 | 1   | 7      | 3      | 5      | 3      | 1    | 20 |

【片足立ち 左右タイムの平均値】

|           | 平均値(秒) |
|-----------|--------|
| 総義歯の方     | 13.72  |
| 残歯20本以上の方 | 59.86  |

【片足立ち左右とも120秒(測定最高値)の方】

|           | 120秒の方 |
|-----------|--------|
| 総義歯の方     | 0名     |
| 残歯20本以上の方 | 5名     |

平成29年度の結果をみると、残歯が20本以上ある方は、総義歯の方に比べると、筋力やバランスが優れているという結果が出ています。  
平成30年度は、5月と10月に元気クラブといきいきトレーニング教室にて歯科衛生士による口腔指導を実施しました。現在、“8020運動”を実施中ですが、自分の歯があるというのはとても重要なことです。今後、介護予防教室では、運動器・口腔・栄養の3本柱を維持・向上していきます。これからも、歯科定期受診や日頃の歯磨きで、自分の歯を大切にしましょう。

## 元気クラブカレンダー(5月)

介護予防の教室を各地域で行っています。  
・対象者：65歳以上・利用料金：150円/回

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 14日火 | 【御船、辺田見、滝川】                  |
| 28日火 | 場所：町民憩いの家「眺世庵」/時間：10時～11時30分 |
| 7日火  | 【滝尾】                         |
| 21日火 | 場所：滝尾公民館/時間：10時～11時30分       |
| 13日月 | 【水越】                         |
| 27日月 | 場所：水越公民館/時間：10時～11時30分       |
| 9日木  | 【木倉】                         |
| 23日木 | 場所：木倉公民館/時間：10時～11時30分       |
| 20日月 | 【高木】                         |
|      | 場所：下高野公民館/時間：10時～11時30分      |
| 10日金 | 【小坂、陣、豊秋】                    |
| 24日金 | 場所：陣多目的集会所/時間：10時～11時30分     |
| 16日木 | 【七滝】                         |
| 30日木 | 場所：七滝公民館/時間：10時～11時30分       |
| 17日金 | 【上野】                         |
| 31日金 | 場所：北田代分館/時間：10時～11時30分       |
| 8日水  | 【田代東部】                       |
| 22日水 | 場所：田代東部公民館/時間：10時～11時30分     |
| 8日水  | 【田代西部】                       |
| 22日水 | 場所：北田代分館/時間：14時～15時30分       |

町社会福祉協議会 ☎282-0785

## 認知症地域支援推進員をご存知ですか？

認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように支援しています。

例)

- ・医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携支援
- ・認知症の人やその家族を対象とした相談業務
- ・認知症の人を効果的に支援する体制の構築

認知症の容態に応じ、適時ご相談に応じ支援します。御船町地域包括支援センター内にいますので、お気軽にご相談下さい。



☎ 地域包括支援センター  
☎282-2911



Library Information

# としょかんだより

町立図書館  
カルチャーセンター1F  
☎ 282-0888  
休館日/毎週月曜日

熊本地震から三年たちました。もう、思い出したくないこともあります。しかし、これから起こるかもしれない自然災害に立ち向かうため、記憶し、伝えていかなければならない事が、たくさんあるのではないのでしょうか。

御船図書館では入り口横の棚に、熊本地震関連の本を展示します。ぜひ、手にとってごらんください。



## 今月の新刊

### ＜児童書＞

題名 作者名  
★みえた！きょうりゅうのせかい サラ・ハースト

★モノ・ジョーンズとからくり本屋 シルヴィア・ビショップ

★へんなともだち マンホーくん 村上しいこ

### ＜一般書＞

題名 作者名  
★黄泉がえり again 梶尾 真治

★ふたたび蟬の声 内村 光良

★ノースライト 横山 秀夫

## 図書館の利用案内

| 5月 |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

は休館日です

## 開館時間

- 平日(火～金) 9:30～17:00
- 土・日・祝祭日 9:00～17:00

- ・本を借りるときは図書貸出利用カードが必要です。
- ・本は一人3冊まで、2週間借りることができます。
- ・カルチャーセンター夜間通用口横の返却口でも返却できます。



## English-Japanese

크리스先生の英会話 VOL.22

## Graduation and Spring

For the graduating students at Mifune junior high school, I hope you are all doing well. The warming weather and students graduating has made me happy! I would also like to congratulate the teachers. They always work very hard, and the students here have great respect for them. I saw how hard you worked, and I am very proud of you. Please continue to work hard. I hope you have a great time in high school. Please make new friends, try new things, and think about what you would like to do in the future. You can do anything when you try your best!

## 卒業、そして春を迎えて (和訳例)

卒業を迎える御船中の皆さん、こんにちは。元気にお過ごしのことと思います。春らしい暖かい季節と卒業を迎える生徒の皆さんのことを思うと嬉しくなります！また先生方へお祝いの言葉をお贈りしたいと思います。先生方の常に全力投球で取り組まれているお姿に、生徒の皆さんは先生方をとても尊敬していましたね。卒業を迎える生徒の皆さんが、これまで前向きに勉強と運動に頑張ってきたことを、私はしっかり見てきましたし、そのことをとても誇りに思います。どうか、その一生懸命に取り組む気持ちを忘れないでください。私は、皆さんが高校生活を楽しく過ごせると期待しています。新しい友達をつくり、新しいことに挑戦し、さらに将来やりたいことに向きあってほしいと思います。人は持っている力を全て発揮するとき、どんなことでもできるものですから！

Note :  
graduation 卒業  
be proud of ～ ～を誇りに思う  
would like to (= want to) ～したい  
can do anything 何でも(どんなことでも)できる

## お出かけ情報

### わくわく体験教室 「紙粘土でアンモナイトづくり」

日 時 4月27日(土) 10時～14時  
(13時30分まで)  
内 容 アンモナイトのレプリカ型に紙粘土  
を押し込んで作ります。

対象者 誰でも可 (※当日受付のみ)  
参加料 材料費100円 (別途入館料必要)  
※汚れてもいい服装でお越しください。  
場 所 御船町恐竜博物館  
☎282-4051

会場は恐竜博物館2階体験交流室



### ゴールデンウィーク特別企画 みふね恐竜フェスタ開催！

日 時 4月28日(日)～5月5日(日)  
10時～12時  
場 所 町恐竜博物館内交流ギャラリー  
対象者 誰でも可 (※当日受付のみ)  
内 容 「みふねきょうりゅうフェスタ」が  
開催されます。きょうりゅうの遊具  
(有料) や出店、飲食スペースもあり  
ます。  
場 所 町観光協会  
☎200-3965



## くらしの保健

5月  
皐月

## 保健カレンダー

### ■乳幼児健診

| 健診名      | 日程    | 対象者            | 受付時間 |
|----------|-------|----------------|------|
| 4か月児健診   | 8日(水) | H30.12～H31.1月生 | 10時  |
| 7か月児健診   | 8日(水) | H30.9月生        | 9時   |
| 1歳6か月児健診 | 8日(水) | H29.9～H29.10月生 | 13時  |

### ■教室・相談

| 教室名      | 日程              | 対象者                 | 受付時間          |
|----------|-----------------|---------------------|---------------|
| フツ化物塗布   | 8日(水)           | 1歳～5歳未満             | 14時30分～15時30分 |
| 離乳食教室    | 24日(金)<br>※要予約  | 31年3月～4月に4か月健診を受けた方 | 10時           |
| 10か月児教室  | 17日(金)          | H30.7月生             | 9時30分         |
| 身長・体重測定  | 17日(金)<br>※電話予約 | 乳幼児                 | 13時30分～14時30分 |
| 妊婦・育児相談  | 随時<br>※電話予約     | 妊婦・産婦・乳幼児           | 8時30分～16時30分  |
| 母子健康手帳交付 | 毎週月曜日<br>※電話予約  | 妊婦                  | 13時30分～16時30分 |
| 健康相談     | 随時<br>※電話予約     | どなたでも可              | 8時30分～17時15分  |

※会場は、すべて保健センターとなります。

☎保健センター(健康推進係) ☎282-1602

## 休日当番医

休日当番医は「16～17頁を参照してください。」



## あんしん納税

|     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 4月分 | 固定資産税 | 1期      |
|     | 納期日   | 5月7日(日) |
|     | 口座振替日 | 5月7日(日) |

## 納税場所—納付は口座振替が便利です

- 御船町指定金融機関  
肥後銀行
- 御船町収納代理金融機関  
JA上益城  
熊本第一信用金庫  
熊本銀行  
ゆうちょ銀行および郵便局(簡易郵便局)  
(九州管内、ただし沖縄を除く)  
※手数料はかかりません。
- 御船町役場

## おくやみ

|             |              |             |             |              |             |
|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|
| 田中 順子 (79歳) | 赤星 カツエ (88歳) | 田中 尚子 (84歳) | 渡邊 忠志 (89歳) | 江藤 まさ子 (94歳) | 宮野 勇次 (76歳) |
| 3月11日       | 3月9日         | 3月8日        | 3月7日        | 3月6日         | 2月28日       |
| 高木 滝川       | 滝川 川         | 滝川 坂        | 小坂 川        | 豊川 秋         |             |

## むすばれ

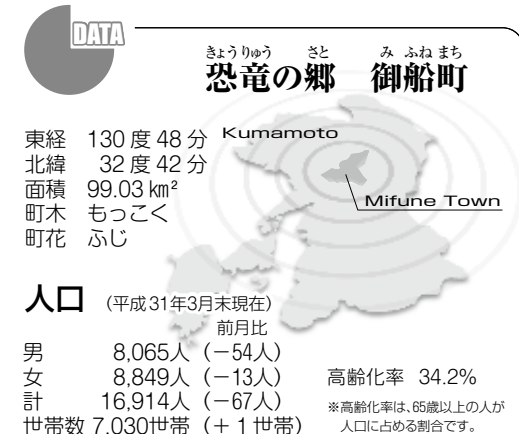
|               |              |
|---------------|--------------|
| 吉住 公甫 (池田) 奈美 | 寺野 翔 (上田) 美里 |
| 3月23日         | 3月22日        |
| 小坂 高田         | 豊坂 木代        |

## うぶごえ

|       |       |       |       |      |       |       |      |      |      |        |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|------|------|--------|
| 松本 桜音 | 本田 陽心 | 横山 晃大 | 財津 結都 | 北原 碧 | 津末 朔良 | 川端 叶夢 | 本田 凌 | 山下 智 | 渡邊 紬 | 森山 ひばり |
| 新司    | 弘敏    | 雄大    | 尚子    | 大介   | 圭介    | 裕真    | 靖貴   | 祐史   | 慎樹   | 也也     |
| 七滝    | 豊秋    | 御船    | 滝尾    | 豊秋   | 御船    | 滝尾    | 豊秋   | 木倉   | 辺田   | 高木     |

3月1日～3月31日届出分(敬称略)  
町に届出のあった希望者のみを掲載

## 人のくらし



## おくやみ

|             |             |              |            |              |             |              |             |             |             |               |             |             |             |              |
|-------------|-------------|--------------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 江原 隆子 (81歳) | 松本 廣義 (85歳) | 八反田 悠介 (42歳) | 後藤 良 (91歳) | 田上 ケサエ (78歳) | 面元 秀乘 (81歳) | 神代 喜八郎 (82歳) | 栗田 邦子 (76歳) | 吉澤 幸徳 (83歳) | 緒方 桂午 (88歳) | 日下 野フミエ (94歳) | 村山 一則 (62歳) | 堀内 静雄 (74歳) | 渡邊 忠幸 (76歳) | 村上 キミ子 (90歳) |
| 3月28日       | 3月27日       | 3月24日        | 3月24日      | 3月23日        | 3月23日       | 3月21日        | 3月18日       | 3月18日       | 3月18日       | 3月18日         | 3月17日       | 3月17日       | 3月12日       | 3月12日        |
| 豊秋          | 滝川          | 辺田           | 豊秋         | 七滝           | 御船          | 御船           | 辺田          | 水越          | 滝尾          | 高木            | 田代          | 高木          | 御船          | 上野           |

私たちは、誰もがさまざまなストレスを抱えています。ストレスは活動の原動力となる場合もありますが、解消できないまましていると、積み重なり、やがて「うつ病」などのこころの病気を引き起こしてしまいます。

「うつ病」を発症すると、本人が辛い気持ちを口に出せなかったり、症状自体に自覚がない場合があります。周囲の人は、気になる言動や症状などの変化を見逃さず、いち早く「こころのSOS」に気付くことが大切です。

### こんな変化がみられる人が、身近にいませんか？

- 食事を残すようになった
- 笑顔が見られなくなった
- 体調不良を訴えることが多くなった
- 遅刻が目立つようになった
- 新聞やテレビを見なくなった
- 人付き合いを避けるようになった

### 正しく知っておきたい「うつ病」こと

誰もが発症  
し得る病気です

休養だけでは  
治りません

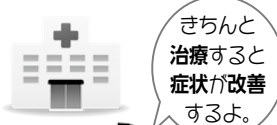
早期の治療が  
大切です

### 周囲の人にしてもらいたいこと

気づいたら早めに声をかける

激励や助言より共感と傾聴を

医療機関などへの受診を促す



### ●様々な相談機関や支援機関

- 御船町保健センター (電話：096-282-1602)
- 御船保健所 (電話：096-282-0016)
- 精神保健福祉センター (電話：096-386-1166)
- 熊本こころの電話 (電話：096-285-6688) 受付時間 11:00～18:30 年中無休
- 熊本いのちの電話 (電話：096-353-4343) 24時間受付 年中無休

## 気付いてほしいこころのSOS、周囲の人ができること

## 健康へのイベント



**地**域おこし協力隊の神戸です。水越では月に1度水越地区に暮らす高齢者を対象にホテルの学校（介護予防などを目的とした事業）が行われています。3月はその中で山崎英昭さん（94歳）による『家紋と名字から見た水越の遺跡』と題する発表がありました。水越には丹羽一族の墓、五輪の塔、懐良親王・良成親王などが祀られている水越神社等があり、歴史的な遺跡が多数残されています。しかし、その遺跡は震災の影響で崩れ、今も復旧ができていません。このままでは自然にのまれてしまいそうなものもあり、今どうにか復旧出来ないものかと考えています。



1\_『家紋と名字から見た水越の遺跡』を発表する山崎英昭さんと会場の様子 2.3\_被災を受けた丹羽一族の墓



## 旬の野菜

### 副菜

レシピ

## しいたけとじゃが芋のバター醤油炒め

生椎茸の旬は、秋のように思われますが、春も旬となります。春は、3月～5月、秋は、9月～11月です。生椎茸は水で洗ってしまうと、うま味や風味、香りが流れてしまいます。汚れが気になる場合はぬれ布巾で軽くふき取るか、さっと洗う程度にしましょう。今回は、バターの風味とコクで、しいたけ特有の香りを和らげ、子どもの好きなホクホクのじゃが芋と合わせました。是非お試しください。



### 材料（4人分）

|       |            |
|-------|------------|
| 生しいたけ | 6枚（120g）   |
| じゃが芋  | 小2個（240g）  |
| 人参    | 1/4本（20g）  |
| サラダ油  | 大さじ1       |
| A     | 酒 大さじ1/2   |
|       | 砂糖 小さじ1    |
|       | 醤油 大さじ1    |
|       | みりん 大さじ1/2 |
| バター   | 小さじ1強      |

### 栄養価（1人当たり）

|       |         |
|-------|---------|
| エネルギー | 105kcal |
| タンパク質 | 2.2g    |
| 脂質    | 4.1g    |
| 炭水化物  | 15.3g   |
| カルシウム | 7mg     |
| 鉄     | 0.4mg   |
| 塩分    | 0.6g    |

### 作り方

- ①じゃが芋は、8mm角の棒状に切る。水に5分間ほどさらし、水をきる。しいたけは、石づきを除いて薄切りにする。人参は、マッチ棒くらいの棒状に切る。
- ②フライパンに、サラダ油を入れ、中火で熱し、しいたけをしっかりと焼きつけるように炒める。人参、じゃが芋も加え、4～5分間竹串がスッと通るまで炒める。
- ③Aを順に加え、やや火を強めて炒め合わせる。汁けがほぼ無くなったら、バターを加えてサッと絡める。

※レシピ提供は、町食生活改善推進員協議会「さわやか会」です。さわやか会は、住民の栄養と食生活を改善し、食育を推進することを目標に活動しています。

## 編集後記

▼新年度になりましたね。進級、進学に就職、または退職と新しい生活を始められた方も多いと思います。私は異動がなく、引き続き広報を担当することになりました。新元号も発表され、新たな気持ちで取材と紙面作りに取り組んでいきます。

（愛）



応援ありがとうございました！

▲3月23日・24日、御船中学校サッカー部が九州大会へ出場し、初日は2回戦で敗退しましたが、2日目のブロック戦で全勝しました。今後もサッカー部の活躍には目が離せません。



▲山口市大蔵地区民生委員児童委員協議会から上野保育園の園児たちの手形入りの鯉のぼりが贈呈されました。贈呈式はこれで3年目。園児たちは、笑顔で鯉のぼりを見つめていました。



広報 みふね No.616

携帯サイトはこちらから→

発行／御船町役場 編集／総務課 〒861-3296 熊本県上益城郡御船町大字御船995-1  
TEL.(096)282-1111(代) FAX.(096)282-2803 ホームページ <http://www.town.mifune.kumamoto.jp/>  
印刷／ホープ印刷株式会社

